

見せらるゝ聴力障害者の年齢的關係は、第三十七圖に示せるが如し。治療により聴力恢復見込なき者は補聴器を用ふるを便とす。學校に於ては其座席を教壇に接近し且つ學習の取扱ひに特に注意を拂ふ必要あり。

一九、中耳及び外耳の疾患

中耳炎には急性及び慢性の別ありて、急性の場合は耳部の疼痛激しく、且つ發熱を伴ふこと多く、病勢によりては鼓膜を破りて膿漏することあり。慢性中耳炎の多くは、持続的に分泌物を洩し、悪臭を發すること尠ならず。いづれも充分なる醫治をうけざるべからず。中耳炎の經過後鼓膜或は穿孔し(鼓膜穿孔症)、或は陷凹(鼓膜陷凹症)を生じ、聴力障害を胎すこと多し。

外聴道の疾患にては、濕疹は取聆栓塞多し。

二〇、鼻疾

鼻疾の主なるものは、急性及び慢性の鼻カタル(鼻粘膜の炎症にして鼻汁の分泌を伴ふ)、肥厚性鼻炎(鼻粘膜肥厚し鼻閉を來す)、臭鼻(鼻粘膜萎縮し且つ乾燥し異常なる臭氣を發す)、鼻中隔彎曲症(鼻中隔左右に彎曲し鼻閉を伴ふ)、鼻茸(鼻甲介より茸狀の腫瘍を生じ鼻閉を伴ふ)、副鼻腔蓄膿症(上顎竇または前額竇内に急性または慢性の化膿性炎症を起し、膿汁を排泄し、多くは頭痛を伴

ふ)等あり。なほ後鼻腔に存する咽頭扁桃腺増殖し、腺様増殖症をおこすこと多し。

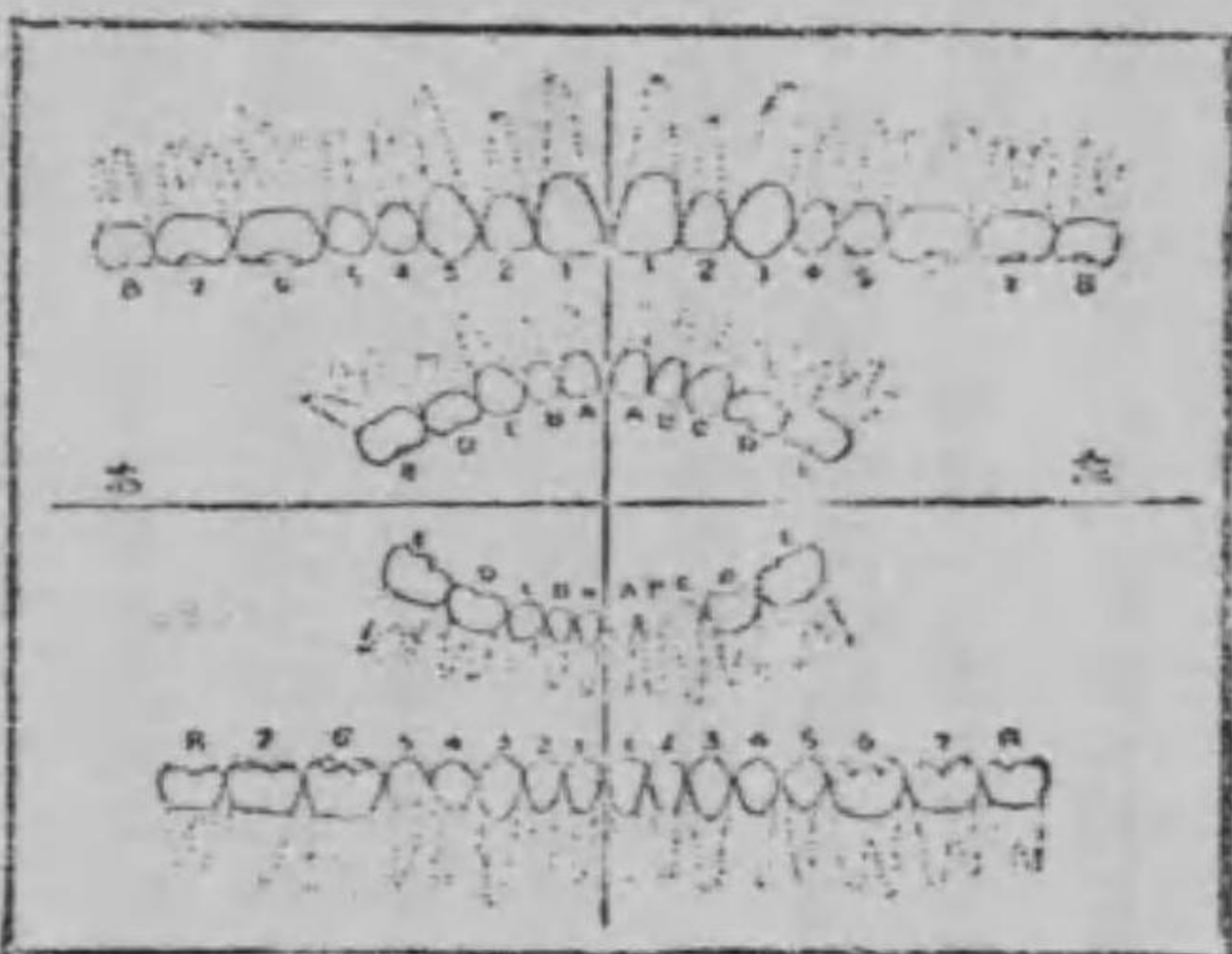
一般に鼻疾患は鼻粘膜の血行を害し、近接せる腦、殊に前頭部の血行障害をおこすがために、その機能を低下し注意不能、思考困難等を來し、所謂鼻性注意不能症を發すること尠しとせず。學習衛生上特に注意すべきことなり。殊に人の注意をひけるは腺様増殖症にして、學童中に發見せらるゝこと尠ならず。福岡市に於て久保博士の調査せるところによれば、高度、中度、輕度合せて約三九%に及べり。該兒童の顔貌は一種特有にして、所謂腺様増殖症顔貌を呈し、鼻唇溝は缺け、目尻は下がり、口呼吸を營むために口を開く習癖に陥り、如何にも遲鈍の相あり。かくの如き患兒を發見したるときは、速かに醫治を受けしむるを要す。

二一、齶齒

齶齒は兒童に最も多き疾患なり。身體検査の結果によれば、七歳より十二乃至十四歳まで漸次減少し、それ以後再び増加す(第三十七圖)。齶齒の減少するは乳齒脱落して永久齒發生するがためにして、増加するは變換せる永久齒が齶蝕に陥るためなり。最初に發生する永久齒は第一大臼齒にして多くは六歳に於てす。咀嚼作用に最も重要な關係を有するを以て、特に六歳臼齒の名あり。其後七歳に於て内門齒、八歳に於て外門齒、九歳に於て第一小臼齒、十歳に於て第二小臼齒、十一乃



第三十八圖 齒牙の配列



至十三歳に於て犬齒、十二乃至十四歳に於て第二大臼齒、十七乃至二十五歳に於て智齒發生す。乳齒の數は二〇個なるも永久齒の數は三十二なり。

齲齒は食物残渣が齒間に止まり、口腔内に常存する細菌の作用により酸酵作用を起して乳酸を生じ、乳酸が齒の石灰質に働きて脱灰し、齒質を缺損せしむるがために起るものなり。故にその豫防は齒牙の清潔を以て第一とす。

齲齒に繼發する疾患の主なるものは、齒根膜炎、齒槽膿瘍、顎下淋巴腺炎等なり。

### 二二、口内炎

體質薄弱なる者は齒牙の發生に際し、また感冒等に際し、口腔粘膜の發赤、腫脹、知覺過敏、流涎を來し、舌苔を發し、所謂「カタル」性症狀を起すことあり、これ「カタル」性口内炎なり。「アフタ」性口内炎に於ては上記「カタル」性症狀の外、舌または口唇粘膜に灰白乃至黄色の水泡を形成し、顎

下腺の腫脹を來し、全身違和を伴ふ。鰐口瘡に於ては口腔粘膜の「カタル」性症狀の外鰐口瘡菌の増殖による乳白色の義膜様物を作る。

### 二三、扁桃腺炎

扁桃腺炎は個人的素因と大なる關係を有し、屢々これを反復する小兒尠ならず。また淋巴性體質、滲出質の者は屢々本病に冒さる。急性のものにありては高熱、惡寒、戰慄、頭痛、食思不振、嘔吐を以て起り、咽頭痛、嚥下障害を訴ふ（「カタル」性扁桃腺炎）。また扁桃腺上に粘稠なる豚脂様點狀義膜を生じて口臭著しきものあり（腺窩性扁桃腺炎）。なほ炎症症狀尠なくして慢性の経過をとる扁桃腺の肥大あり。

### 二四、咽頭「カタル」(附喉頭「カタル」)

咽頭「カタル」の急性なるものは、身體の冷却、寒氣等感冒性の原因により、粘膜の發赤、腫脹、知覺過敏、分泌過多、咳嗽、咯痰を來し、また發熱す。喉頭「カタル」の急性なるものに於ても略同様の症狀を發し、多くは嘎聲を伴ふ。慢性の咽頭「カタル」及び喉頭「カタル」に於ては、その症狀軽く、咳嗽、咯痰持續す。

### 二五、胃及び腸「カタル」



感冒性原因または不消化物の攝取により、胃及び腸の「カタル」を起すことあり。前者に於ては上腹部の疼痛、嘔氣、嘔吐を發し、後者に於ては腹部の疼痛及び下痢を起し、何れも屢々發熱を伴ふ、急性の場合は症狀急に起りて激しく、慢性の場合は症狀軽くして長き経過をとる。神経質又は腺病質の兒童は、生活状態の僅かなる變化、季節の變化等に屢々本症を發す。

尙神経質の者に在りては、神経性消化不良症を起し、慢性胃腸「カタル」に似たる症狀を現はすことあり。また胃または腸の筋肉弛緩し所謂「アトニー」症を起すことあり。

### 二六、盲腸炎(蟲様突起炎)

盲腸炎と稱するは、蟲様突起の炎症にして、蟲様突起炎と稱するを一層適切とす。右下腹部の激痛、發熱、その他重き一般症狀を呈す。本症は屢々再發するものにして、一度経過したるものにしては日常の攝生に特に注意を拂はざるべからず。再發したる場合は、發作沈靜後に外科的治療を受けるを可とす。

### 二七、「カタル」性黄疸

消化障害または感冒性原因により發するものにして、多くは十二指腸及び輸膽管粘膜炎腫脹し、胆汁の排泄不十分となり、膽汁色素が血行内を環流し、皮膚及び眼球結膜等黄色を呈するものなり。

食思不振、發熱を伴ひ、糞便は淡色となり、時には陶白色となる。尿殊にその泡沫は黄色を呈す。

### 二八、腹膜炎

腹膜炎には急性及び慢性の別あり。前者は盲腸炎その他の疾患に繼發すること多き重篤なる疾患なり。後者はその原因多く結核なり(腹膜結核参照)。なほ兒童には腺病にて腹水を有し、腺病性腹水症と名づけらるゝもの尠なからず。身體虛弱にして特に衛生的生活を送る要あるものなり。

### 二九、へるにあ

へるにあ即ち脱腸は、腸の一部が腹腔より腹膜外に脱出するものにして、脱出する部位により、鼠蹊へるにあ、陰囊へるにあ(女子にては陰唇へるにあ)、腹壁へるにあ等に區別せらる。脱出部の皮下に膨隆する腫瘍を認め、腹壁によりて増大し且つ硬固となる。腹壁を弛緩し、靜かに腸を揉み入るれば腹腔内に入ること多し。運動その他により強度の腹壁を加ふるは宜しからず。へるにあを放任し置くときは、脱出せる腸は手壓により腹腔内に復舊し得ざるに至り、時に腸捻轉を起し、生命の危険を招くに至る。

### 三〇、氣管支「カタル」

急性氣管支「カタル」は感冒性原因により發すること多く、滲出性體質のものに於ては屢々本症を



發す。發熱、咳嗽、咯痰を主徴とす。慢性氣管支「カタル」は急性氣管支「カタル」より移行するもの多く、また體質により初めより慢性の経過をとるものなきにあらず。この場合は發熱、咳嗽、咯痰等軽度にして、一般に身體虛弱の外觀を呈す。

### 三一、肺炎

肺炎の主なる種類は「カタル」性肺炎及び「クルツプ」性肺炎なり。前者は流行性感冒、麻疹、百日咳、氣管支「カタル」等に繼發するものにして、原發的に本症をおこすこと稀なり。發熱、呼吸困難、咳嗽、咯痰を來し、咯痰は多く粘液膿性なり。熱型は不定にして三週間以上の経過をとり、徐々に下熱するものなり。後者は肺炎双球菌により發病するものにして、突然に高熱を來し呼吸困難及び激しき胸痛を起し、本症特有の赤錆色の咯痰を咯出し、體温は多く三九度以上に稽留し、一週間又は九日等奇數日に於て急に平常度以下熱(熱の分析)するを普通とす。

### 三二、肋膜炎

肋膜炎には濕性肋膜炎及び乾性肋膜炎の別あり。濕性肋膜炎は多く結核性にして慢性の経過をとり、胸痛及び中等度の發熱ありて、肋膜腔内に滲出液滯溜す。乾性肋膜炎は外傷並に感冒性原因等により起り、急性の経過をとること多く、激しき胸痛及び發熱ありて、肋膜腔内に滲出液の滯溜を

みることなし。

### 三三、喘息

喘息(氣管支性喘息)は呼吸困難の發作を其の主症候とするものにして、痙攣性の咳嗽及び著しき胸内苦悶を伴ふ。激しき發作は間歇的に起るものにして、経過は數日間乃至數週間持續し、永きは數年間に及び、其の間種々の間歇に於て發作を起す。發作は氣候の變化、精神感動、鼻咽喉「カタル」、氣管支「カタル」、消化不良等により誘發せらる。

### 三四、心悸亢進症

神經質兒童にありては、僅かなる精神感動、運動等により容易に著しき心悸亢進を起すことあり。これらは神經性心悸亢進症にして、心臟に認むべき器質的疾患を有せざるものなり。

### 三五、心臟瓣膜病

心臟瓣膜病は、急性心臟内膜炎に繼發すると多く、心臟内膜炎は感冒性原因により發生すると多し。小兒の瓣膜病は殆んど常に僧帽瓣の機能不全なり。該機能不全あるも、初めは血行は心臟の代償性動作により妨げられざるを以て、患兒は自覺的症狀なく、また外見上著しき變化なきを以て放任せらるゝこと尠ならず。而して思春期以後に至り血行の代償障害を起し、呼吸困難、心悸亢進、



水腫等を發し、時に重症心臟疾患に陥り、不幸の轉歸を取ることもあり。

### 三六、腎臟炎

急性腎臟炎は猩紅熱其他の急性傳染病に續いて發すること多く、また急性扁桃腺炎に繼發すること極めて尠ならず。尿量減少し、顔面浮腫を呈し、食思不振、熱發を現はし、且つ一般症狀不良となる。慢性腎臟炎は急性腎臟炎に續いて起ること多く、全身の著しき浮腫を來す。何れの場合に於ても尿中に蛋白質及び尿内柱檢出せらる。

### 三七、膀胱炎

膀胱炎は急性傳染病または急性扁桃腺炎に繼發するか、或は尿道より病原菌侵入して原發性に起る。後者の場合は女兒に多し。尿意頻數、下腹痛、發熱を來す。

### 三八、濕疹

濕疹は多數の兒童にみる皮膚疾患なるも、殊に滲出質、腺病質、神經質の者に多し。痒感を伴ひ、滲出物多く、初め皮膚發赤して腫脹し、汗腺または毛囊の周圍に小結節を生じ、漸次水泡に化し、これに化膿菌入れば膿痂を形成し、搔破摩擦等により、膿疱破壊すれば赤色の皮膚露出す。滲出物乾固すれば痂皮を作る。濕疹の經過に急性及び慢性の別ありて、後者は前者の經過不良なる場合に

繼發すること多し。また慢性濕疹はその經過中に急性の症狀を發すること決して尠ならず。慢性濕疹に於ては、皮膚肥厚し、浸潤あるを普通とす。

### 三九、膿胞疹

膿胞疹殊に傳染性膿胞疹は小兒に多くみるものにして、顔面、手、頭髮部等外界に接し易き處に發し易し。是れ外部に露出し、傳染の危険多きがためなり。搔破により他部に蔓延し、接觸により人に傳染す。初め皮膚角層下に小なる水泡を生じ速かに増大し、内容膿性となり、破潰して黄色の痂皮を形成し、これを除去すれば淡赤色の皮面露出す。

### 四〇、蕁麻疹

身體諸部に表はるゝ激しき痒感ある大小種々の丘斑にして、紅色または白色を呈す。且つ發疹部位諸處に變化するを特徴とす。多くは二三日乃至一週間にして消失す。消化器の異常ある場合に發すること多きを以て、便痛の整理は最も必要なる療法なり。

### 四一、痒疹

激しき痒感を伴ふ結節簇生するものにして、四肢伸展側に發すること多し。搔破により續發性傳染を起し、濕疹に變ずることなきにあらず。腺病質のものに多く、經過極めて緩漫にして、夏季に



は掻痒一層甚だし。

四二、滲出性紅斑(特に多形性滲出性紅斑)

皮膚の充血及び腫脹を主徴とするものにして、身體違和、關節痛を伴ひ、四肢殊に伸展側に赤斑を生ず。漸次周圍にむかつて増大し、或は互に癒合して種々の形狀をとる。多くは二十四時間以内に斑の中央部陥凹して暗走色となる。病熱を伴ふこと多く、二乃至四週間に於て治癒するも、斑は色素沈着を残す、再發し易し。

四三、乾癬

主として身體の伸展側を冒し、殊に臂及び膝蓋部に發すること多し。往々軀幹及び頭部を冒すものにして、銀白色の光澤ある鱗屑を生ずるをその特色とす。皮膚は内部の發赤せる隆起を呈し、その上に鱗屑を有す。全く掻痒なきを常とす。六歳以後二十歳の者にも發すること多く、治癒困難にして生涯持續することなきにあらず。

四四、苔癬(特に扁平紅色苔癬)

身體の屈側殊に四肢の屈側に多く、また軀幹、手掌、足趾に生ずることあり。普通痒感甚だしき結節にして、蠟様の光澤を有し、白色乃至褐赤色を呈す。結節は各個獨立することなく、常に環狀

又は絲狀に集簇し、皮膚毛孔頭に一致して配列するものなり。而して結節は水泡又は膿疱に變化せざるを特色とす。

腺病質の者に於ては、主として軀幹部に痒感なき圓形の丘疹性隆起を生ずることあり。これを腺病性苔癬といふ。

四五、脂漏

頭部、顔面、胸部、背部等に多く發生し、就中頭部及び顔面に著しく皮脂の分泌増加するものにして、その分泌は油狀なることあり、また分泌物乾燥して落屑となることあり、前者は瀰漫して濕疹狀となること尠ならず、後者は所謂粉粧頭(ふけあたま)の高度なるものなり。脂漏症にては屢々脱毛し、所謂脂漏性禿頭を發す。

四六、圓形禿頭症

本症は主として頭髪部に來り、圓形に脱毛す。その原因或は寄生性なりといひ、或は神經性榮養障害によるものなりといひ、未だ詳かならず。從て傳染の有無も確信し難し。

四七、白癬

本症は「トリコフィトン・トングラニス」なる寄生菌の傳染によりて發するものにして、凡そ三種



に分つ。(一)は水泡性白癬(寄生性匍行疹)にして、俗に「錢たむし」と稱するものなり。發疹の中央に鱗屑ありて、その周圍に小水泡環狀に並び大小の環をなす。顔面及び手にあらはるゝこと多し。(二)は紅斑落屑性匍行疹にして俗に(はたけ)と稱す。境界明確なる鱗屑を有する環を形成す。環の直径は銅貨大なるを普通とす。(三)は頭部白癬にして有毛部に限り發生し、俗に「白くも」と稱す。初めは小なる水泡環を發するのみなるも、進んで明確なる境界を有する灰白色の鱗屑ある圓様となる。頭髮は容易に斷切す。髮際部に發生する時は有毛部は本症となり無毛部は(一)の水泡性白癬となる。

四八、頑癬

前症と同じく「トリコフイトン・トンスランス」菌の傳染によりて起るものにして、鼠蹊部に發する白癬と看做すべきものなり。俗に「たむし」と稱す。境界明確にして多くは圓形を呈し、赤褐色にしてその周圍に小なる水泡又は結節を見る。痒感甚しく搔破により屢々濕疹を繼發す。

四九、黃癬

本症は黃癬菌の傳染によりて發するものにして、主として頭部に來る。黄色の小圓盤を成し表面は皿の如く陥み、中心に臍ありて深層に達す。而して各圓盤の中心は毛髮により貫通せらる、時を経るに従ひ乾燥し、一種の鼠糞臭を放つ。毛髮は最小となり光澤を失ひ、恰も塵に被はれたる如き

外觀を呈し且つ容易に脱落す。

五〇、癩風

本症は多く胸部又は腹部等被服せる身體部に來り、顔面四肢等には決して來らず。「ミクロスポロ・フルフル」菌の傳染によりて起るものにして、俗に「黒なます」と稱す。軽度の鱗屑を有し、黄褐色を呈する圓形若くは隋圓形の斑にして痒感を有し、鱗屑を爪にて剥がせば下は普通の皮膚なり、斑點癒合し大斑面となることあり。發汗多き場合には痒感一層甚だし。

五一、疥癬

本症は疥癬蟲の寄生蟲によりて起るものにして、指間、腕關節及び肘關節の屈面、腋窩乳房、前腹部、腰圍部、内股等に發すること多きものなり。俗に「ひぜん」と稱す。搔痒極めて激しく、殊に夜間に於て激増す。これ疥癬蟲が皮膚の角質層に隧道を作るための刺戟にして、隧道は直線或は曲線となりて見え、その部の皮膚は淡紅色を呈し小結節或は小水泡を形成す。時には膿胞をなすことあり。

五二、頭虱

本症は頭虱が頭髮に寄生するものなり。



五三、其他の疾病異常

本章に於て掲げたるもの、外、上章身體検査の項下竝に後節學校傳染病竝に學校治療の項下に於て述ぶるところを綜合すれば、普通の學校兒童に見る主なる疾病異常を知るを得べし。然れども疾病異常の種類は極めて多く、到底小冊子の盡し得ざるは言を俟たず。

第二節 學校傳染疾及び其の豫防

學校傳染病は既に述べたる如く、第一類、第二類、第三類及び第四類に區別せられ、第一類には「コレラ」、赤痢(疫痢を含む)、腸「チフス」、「バラチフス」、痘瘡、發疹「チフス」、猩紅熱、「デフテリア」、流行性腦脊髄膜炎及び「ベスト」の十種法定傳染病、第二類には比較的兒童生徒に多き百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘の六種の急性傳染病これに屬し、第三類には肺喉頭その他の機關の開放結核(開放結核とは肺結核、喉頭結核、腸結核、皮膚結核及び瘻孔を有する淋巴腺或は骨の結核の如く病竈が外界に交通するものをいふ)、癩の如き慢性傳染病、第四類には「トラホーム」その他の傳染性眼炎、疥癬その他の傳染性皮膚病これに屬す。

また上記傳染病の疑似症は學校傳染病豫防規程上本症と同様に取扱はる。また第一類の傳染病の

病原菌保有者は、學校傳染病豫防規程の適用上本症の患者と看做さる。規程上病原菌保有者には健康病原菌保有者と罹患後の病原菌保有者との別あり。何れも病毒につき細菌學的検査を行ひたるのち決定せらるゝものにして、前者は發病することなくして菌を保有し且つ菌を排出するもの(不知不識の間に病毒の浸入をうけ、しかも發病せずして菌を排出するもの)をいひ、後者は發病したる後引續き菌を排出し、患者の取扱ひをうけずして、病原菌保有者と定められたるものをいふ。規程により病原菌保有者の取扱を受くるものは、病原菌の明かなるものにして、「コレラ」・赤痢・腸「チフス」・「バラチフス」・「デフテリア」・流行性腦脊髄膜炎なり。

學校の傳染病豫防は當該規程の示すところに従ひ行はるゝものにして、その詳細は卷末附録に掲げたるところにつき熟知するを要す。なほ傳染病豫防に關し知り置くべき概項竝に各傳染病の特徴を記せば左の如し。

第一 傳染病豫防概説

傳染病とはその病原となるべき生物即ち病毒が人體内に侵入して發育し、且つその産生する毒物に對し身體が種々の反應を起すために現はるゝ、異常生活現象なり。故に傳染病の豫防に關しては、



病原體、病原體の所在及び傳染經路、傳染病の流行、豫防方法等につきその梗概を知らざるべからず。

一、病原體

急性並に慢性傳染病の病原體中主要なるものは微菌なり。微菌はその形により球菌・桿菌・螺旋菌の三種に區別せらる。球菌とは略球状を呈し、更に葡萄状球菌（葡萄葉の集生せる如く集簇して生活するものにして、化膿菌の一種これに屬す）、連鎖状球菌（線状に鎖の如く集簇するものにして、化膿菌の一種、丹毒菌これに屬す）、双球菌（二個の球菌聯接するものにして流行性腦脊髄膜炎菌、肺炎双球菌、淋菌、「カタル」性球菌等これに屬す）に區別せらる。桿菌は長短種々なる桿状を呈するものにして、「デフテリア」菌、破傷風菌、腸「チフス」菌、「バラチフス」菌、赤痢菌、「インフルエンザ」菌、百日咳菌、結核菌、癩菌等これに屬す。螺旋菌は「コンマ」状乃至螺旋状をなすものにして「コレラ」菌、微毒「スベロヘータ」、鼠咬症「スベロヘータ」、ワイル氏病「スピロヘータ」、再歸熱「スピロヘータ」等これに屬す。なほ寄生性皮膚病の原因となる黄癬菌、白癬菌、齙口瘡菌の如き絲狀菌、「マラリア」及び「アメーバ」赤痢の病原體の如き原蟲類等皆傳染病の病原體となる。何れの病原體にありても、人體に侵入する數極めて小數なるか、或は其毒性甚だ弱きときは、體

内に於て發育を遂げ且つ毒性を發揮して、疾病を起すこと能はず。これ病原體と人體の抵抗力との關係によるものなり。

二、病毒の所在及び傳染の經路

病毒の所在及びその人體内侵入經路は多種多様なり。その主なるもの次の如し。

- (一) 患者及びその排泄物 傳染病患内の體内には病毒存在することは勿論なり。病毒の種類及び疾病經過の時期により體内に於ける分布及び排泄路一様ならず。その詳細は以下隨所に記述すべし。
- (二) 恢復期患者 傳染病の種類により、症狀全く去り健康者と異なることなき状態に入りたる後、なほ病毒を保ち、且つこれを體外に排泄するものあり。「デフテリア」、腸「チフス」、赤痢等にこれを見る。その期間は種々にして數週乃至數月に亘る。學校傳染病豫防規程にては罹患後の病原體保有者として取扱はる。

- (三) 保菌者 病毒體内に侵入するも何等症狀を起すことなく、しかも體外に病毒を排出するものあり、これを保菌者と云ふ。「コレラ」、赤痢、腸「チフス」の流行の際に屢々之れを見る。この保菌者は學校傳染病豫防規程にては健康病原體保有者と稱せらる。
- (四) 動物 動物にして傳染病の病毒を媒介するものあり。主なるもの下の如し。(イ) 犬の狂犬病、



鼠の「ペスト」は動物自己も同疾に罹り且つ人に病毒を移す。(ロ)「ペスト」、再歸熱、發疹「チフス」  
 毒を傳搬する蚤、虱、蚊等は、自己の體内に病毒を保ち、刺傷等によりて人に病毒を移す。(ハ)「マ  
 ラリア」其他人體寄生蟲には、動物の體内に入り一定の發育を遂げたる後、人體に病毒を移すもの  
 あり。(ニ)「コレラ」、腸「チフス」、赤痢等の病毒は、病毒を含有する糞便に止まりたる蠅その他の  
 昆蟲の媒介により傳播せらる。

(五)其他、病毒に汚染せられたる食物、飲料水、用水、河湖水、土壤、空氣、衣服、用具等に  
 より病毒の傳播せらるゝことは言を俟たず。

### 三、侵入門

病毒が人體に侵入するにあたり、凡ての病毒は夫々異なりたる門戸よりす。その差異を知るは、  
 傳染病の豫防、並に治療を行ふにあたりて必要なるものなり。

侵入門の主なるものは消化器、呼吸器並に皮膚及粘膜なり、主として呼吸器より侵入するものは  
 結核、「チフテリア」、肺炎、流行性感冒、天然痘、麻疹、肺ペスト等にして、消化器より侵入する  
 ものは「コレラ」、腸「チフス」、赤痢、腸寄生蟲なり。また皮膚並に粘膜より傳染するものは、破傷  
 風、丹毒、癩、「ペスト」、嚙毒、ワイル氏病、「マラリア」、發疹「チフス」、狂犬病、十二指腸蟲、

日本住血吸蟲の如きものなり。この中「コレラ」、腸「チフス」、赤痢の病毒の如きは口のみより、「マ  
 ラリア」狂犬病の病毒の如きは皮膚及び粘膜のみより侵入するものなれども、結核、「ペスト」の病  
 毒の如きは呼吸器、消化器及び皮膚より、ワイル氏病毒、十二指腸蟲の如きは皮膚並に消化器より  
 侵入し得るものなり。この如く、人體には病毒の侵入門あるも、もしその部が健康なる場合には病  
 毒の侵入を防ぐことを得るものなり。是れ傳染病豫防上平時に於ける攝生が大なる價值を有するこ  
 とを物語るものなり。

### 四、素因

傳染病に對する感受性は個人により異なり。また男女年齢等により同じからず。是れ素因の差に  
 基づくものなり。素因の差は一は上述の侵入門の健否に關し、一は體内に於ける抵抗力、例へば血  
 液中の殺菌作用、喰菌細胞の強弱に依りて異なり。また個人的天然免疫及び後天性免疫の有無によ  
 り異なる。斯かる素因に於て有利なる條件を備ふる者と雖も、一時的の健康障害或は疲勞、饑餓等  
 甚だしきときは罹病を免かれず。

### 五、流行

流行とは同一傳染病患者が同時に多數生ずることをいふ。流行には平常その地方に病毒なきも、



他地方より病毒が移入して、始めて多數患者の發生する場合と、從來その地方に散在性に存したるものが俄然その數を増して流行状態となる場合とあり。第一の場合病毒運搬者の主なるは、病者若くは保菌者なるが、動物體または物品に附着して來ることまた尠ならず。第二の場合には病毒の毒性が或原因にて俄然強烈となるか、人の健康を害するが如き事情、即ち季候の不順、天災等により土地が不衛生的状態に陥ること、或は病毒が共同の飲料水、用水等に侵入すること等によるものなり。

### 六、豫防

傳染の成立には、病毒、病毒含有物、傳染経路、侵入門、並に素因なる諸條件が一つの連鎖を成す要ありて、この一節を缺くときは傳染は成立せざるものなり。故に此の連鎖中の一以上を断てば傳染を防ぎ得べき理なり。傳染病豫防の主旨は實にこれに基くものにして、その何れの點に力を注ぐべきかは、傳染病の種類、流行の状態等により一様ならず。一般に傳染病の豫防につき講ずべき方法は、これを患者に關する事項と健康者に關する事項とに區別するを得べし。前者に於ては患者の早期發見(各種傳染病の初期症狀により發見に努む)、患者または疑はしき者の隔離、患者の排泄する病毒含有物及び患者の用に供する衣類器物等の消毒をなし、後者に於ては患者に接近せざるこ

と、病原侵入門の攝生を守ること、飲食物の注意、呼吸の注意(「マスク」の使用)、手指の消毒等、病毒の傳播を絶つに必要なる方法を講ずること、豫防接種を受くること等を必要條件とす。尙社會的方法として病毒傳播の虞ある交通、商業を停止し、また病毒を傳播する動物の驅除、衛生思想の普及等を圖るを要す。

以上の諸項中特に必要なる事項につき次に少しく説明せん。

(一) 豫防接種 傳染病に冒され治愈に赴くや、爾後一定期日、同一の疾病に對して全く罹病することなきか、或は罹病するも輕症に經過し、生體はその疾病に對して抵抗力を獲得することあり。例へば痘瘡、麻疹、腸「チフス」、「チフテリア」、百日咳等に冒されたる者は治療後、一定期間は再感染を免るゝものなり。免疫とは斯くの如く、生體が傳染病に對して一定の抵抗力を有するに至ることにして、是れ生體内に於て病毒を無力にし、またはその毒作用を失はしむる抗體の生ずるによるものなり。而して免疫は罹病に於てのみ得らるゝものにあらずして、人工的には病毒殊にその毒力を減弱せしむるか、或は死滅せしめて、傳染力を失はしめたる病毒を注射することに依り目的を達し得るなり。この原理は現今廣く實地に應用せらるゝものにして、種痘及び「コレラ」、「チフス」等の豫防接種これなり。この接種に用ひらるゝ材料を「ワクチン」と名づく。「ワクチン」は種痘に在



りては痘苗といひ、毒性を減弱したる生病毒を用ふるも、他の「ワクチン」は凡て死滅せしめたる病原菌を用ふ。

病毒の感染によりたる場合も、亦「ワクチン」接種に依りたる場合も、免疫の發するは全く生體の自發的反應の力によるを以て、之を自動的免疫といふ。自動免疫に在りては、病毒が自然に或は人工的に體内に入りたる後、一定の期間即ち一週間以上を經過して、免疫體が效力を現はす量に達するものなるを以て、多くは豫防の目的に使用せらるゝものなれども、百日咳等比較的長き經過を取る傳染病に在りては、患者に對し治療の目的を以て使用し、その効果を收むるものなり。

自動性免疫に對し被働性免疫あり。その例は「デフテリア」血清を「デフテリア」患者に使用し、直ちに且つ正確なる治療的效果を收むるものなり。「デフテリア」血清は「デフテリア」菌の純粹培養によりて得たる「デフテリア」毒素を健康馬に接種し、馬の體内にその免疫體即ち「デフテリア」抗毒集積したる後、馬の血液を採取し、血清を分離したるものにして、血清中に多量の「デフテリア」抗毒素含有せらるゝなり。故にこれを患者の皮下に注射すれば、患者の體内には被働的に免疫體生じ、直ちに體内に存せる「デフテリア」毒素に作用して、その毒性を失はしむるものなり。斯くの如く被働性免疫は接種と同時にその効果現はるゝものなるを以て、治療の目的に適すること言を俟たず。

惜むべきは被働性免疫にありては、免疫體の排泄亦極めて迅速なるを以て、遠く慮りて豫め豫防の接種をなすは、當を得たるものにあらず。然れども家族中に患者發生し、他に傳染の疑ひある場合の如きは、豫防のため接種を行ふは、當然のことなりとす。

豫防接種の實施方法は本書の範圍外なるを以て茲には省略すべし。實施に關する注意事項は豫め施術醫師につきて承知し、兒童または家庭に通知するを要す。實施前日兒童は入浴し、實施後は一兩日入浴をひかへ、また激しき運動を避くるを良とす。實施後に於て接種部位の疼痛、頭痛、發熱、身體違和等を起すことあるも、これ當然の反應なるが故に恐るゝに足らず。稀にはその反應著しくして、苦惱を訴ふるものあり。その状態短時間にして去らざるときは、一應醫師の診斷を受くるを可とす。

(二)消毒方法 消毒とは病毒を死滅せしむることにして、これに理學的消毒及び化學的消毒の二種あり。前者は熱または光線の力に依り。後者は藥物の力に依り病毒を死滅せしむるなり。一般に用ひらるゝ消毒方法は燒却、煮沸消毒、蒸氣消毒、藥物消毒及び日光消毒の五種なり。此等の消毒方法は學校傳染病豫防規程に明示されるを以て就いて見るべし。

(三)昇校停止 學校傳染病豫防規程には、傳染病の患者、疑似症者、病毒感染の疑ある者、法定



傳染病の病原體保有者につき昇校停止の規程あり。これ學校に於ける傳染病豫防上必要なることなり。然れども上記病原體保有者及び第三類並に第四類傳染病の患者に對しては條件を附して除外例を認め居れり。即ち赤痢、腸「チフス」、「バラチフス」、「デフテリア」、流行性腦脊髄膜炎の健康病原體保有者、同傳染病罹患後の病原體保有者にして主要症狀消退後一定期間（赤痢にては十四日、腸「チフス」、「バラチフス」にては二十一日、「デフテリア」流行性腦脊髄膜炎にては七日）經過したる者、及び第三類並に第四類傳染病患者の三者は學校醫に於て適當と認むる豫防處置をなすときは、昇校を許さるゝものなり。此等に關しても學校傳染病豫防規程につきその詳細を知悉せざるべからず。

## 第二 主要なる急性傳染病及び寄生蟲病

本項に於ては主要なる急性傳染病及び寄生蟲の病狀及び病毒の傳播等につきて記載し、豫防方法に關しては、これを學校傳染病豫防規程に譲り、これに記載なき事項を少しく記述すべし。

### 一、「コレラ」

「コレラ」は夏期及び初秋に多き傳染病にして、「コレラ」菌の感染後、二日乃至五日の潜伏期を経

て發病するものなり。頻回の下痢と嘔吐を以て始まり、その糞便は無臭白色にして米汁の如き外見を呈す。病勢は速に重篤に陥り、衰弱と苦悶を加へ、全身厥冷す。かくの如き狀態にて一定時間持續し、不幸の轉歸をとるもの尠なからざれども、また良好なる経過をとることなきにあらず。その死亡率は概して五〇%なり。

「コレラ」菌は専ら飲食物に附着して、經口的に體內に侵入し、腸管内にて發育増殖す。病毒は吐瀉物中に存するを以て、これによりて汚染せられたる物若くはこれに汚されたる昆蟲の媒介により傳播す。上水道、井水、用水等が病毒により汚染せらるゝ時は、大流行を來す。「コレラ」菌が患者の糞便中に排泄せらるゝ時期は、治癒後三週間若くはそれ以上に及ぶものなり。常時内地には病毒は潜伏せざるものにして、本邦に於ける流行の初は、支那印度等の流行地より來る諸種の船舶寄港地に起るを普通とす。

本病の豫防には、患者の隔離、吐瀉物及び病毒含有物及び病毒に汚染せる飲食物並に使用水の注意、消化器の攝生、豫防注射を必要とす。

### 二、赤痢

赤痢は夏季及び秋季に多き傳染病にして、赤痢菌の感染後三日乃至八日の潜伏期を経て、不定な



る消化障碍を以て發病し、腹痛、頭重、頻回の下痢(裡急後重)、發熱、嘔吐を來し、便は血液、粘液を混す。この如き症状を以て數週間の経過をとるを常とす。流行により、また體質により、悪性なる経過をとり、死の轉歸をとるもの尠ならず。また一度本病に冒されたるものは再發し易き傾向を有す。病毒は患者の糞便中に存するを以て、これによつて汚染せられたる飲食物、物件、または昆蟲類より傳播せらる。

本病の豫防には、患者の隔離、糞便その他病毒に汚染せられたるもの、消毒、飲食物の注意、消化器の攝生、蠅の驅除を必要とす。

### 三、疫痢

夏季より秋季にかけて多く發し、二歳乃至六歳の小兒を冒すこと多きも、學齡期の兒童を冒すことも亦尠ならず。病毒侵入後(疫痢の病原菌は現今なほ不明なり)七時間乃至二十四時間を経て、急に高度の全身遠和、脱力、發熱を來し、下痢を伴ふ。體温は二、三時間にして高熱に達し、本症に特有なる排便をなす。全身症状は多くは重篤にして、痙攣を起し、昏睡状態に陥り、心臟麻痺の下に死の轉歸をとること尠ならず。かくの如く本症の経過は極めて急速にして、早きは十二時間、晚きものも四十八時間を超えざるものなれども、経過にして長引けば、多くはその豫後良好にして、

體温漸次下降し、意識を恢復し、一般症状良好となり、恢復に向ふことあり。

本病は夏期に於ける不攝生、寢冷え等が消化障碍を誘發し、本病の素因を作ること多きを以て、その豫防には不消化物及び未熟なる果實の食用を節し、消化障碍ある場合は速かに醫療を受けしめざるべからず。患兒の處置は赤痢に準ず。

### 四、腸「チフス」

本病は腸「チフス」菌の感染によつて起り、強壯なる人を冒すこと多し。腸「チフス」菌の感染後十日乃至二十日の潜伏期を経て、患者は食思不振、倦怠、不眠、頭痛を覺え、日々體温は階段狀に上昇し、數日中に四十度乃至それ以上の高熱に達し、頑固なる頭痛、腸壁の膨隆、便秘等の症状加はり、また譫語を發し、昏睡の状態に陥るもの多し。發病第二週に於ては、全身に薔薇色の發疹現はれ(薔薇疹)、第三週に於ては屢々腸出血、穹孔性腹膜炎等の危険症候を伴ふこと尠ならず。この時期より患者の意識はやゝ明瞭となり、第四週に入るに及んで體温は下り、すべての症状輕快して治癒に赴く。本病の豫後は病原體の毒性の強弱、経過中の腸出血、穿孔性腹膜炎、心臟衰弱、耳下腺炎、中耳炎等の合併症の有無、年齢、體質の如何によつて一定せざるも、概して年少の者は良好なる経過をとるものゝ如し。



「チフス」菌は主として患者の尿尿及び唾液中に存し、これに汚染せられたる物件、または昆蟲の媒介により傳播せられ、結局飲食物と共に人の体内に入るものなるを以て、流行時に於ては特に飲食物に注意すべし。なほ「チフス」菌の傳播につき注意すべきは保菌者なり。殊に健康保菌者は健康者に伍して活動し、病原菌を排出するものなれば注意せざるべからず。本病の豫防には、罹病兒の隔離、病毒汚染物件の消毒、飲食物の注意、消化器の攝生、蠅の驅除、豫防注射を必要とす。

#### 五、「バラチフス」

本病は「バラチフス」菌の感染後三日乃至六日の潜伏期を以て發病し、悪感を伴つて發熱し、下痢を起すことあり。腸「チフス」に似たる症狀をあらはし、其經過は腸「チフス」よりは一般に良好なり。病原菌は患者の尿、尿中に存し、汚染物件または昆蟲により傳播し、遂に飲食物に附着して經口的に傳染するものなるを以て、流行時には特に飲食に注意するを要す。本病の豫防方法は腸「チフス」に準ず。

#### 六、痘瘡

痘瘡の病原體は不明なり。本病は感染後十日乃至十四日の潜伏期を経て卒然悪感、戰慄、頭痛、頑固なる腰痛を以て發熱し、速かに重篤なる全身症狀を呈し、譫語を發し、昏睡に陥り、發病第二

日に至り、腹部、大腿内側に初期の發疹現はれ、且つ體温は四十度の高熱に達す。體温は三、四日にして平常に復し、顔面、頭部に特異なる發疹現はれ、速かに水泡を形成し、次で膿疱となる。膿疱は後に癍痕を形成して治癒に赴くも癢痒甚し。本病は極めて重篤なる疾病なるを以て、年少者は時に不良なる經過をとることあり。痘瘡の毒素は抵抗力強く、主として膿疱中に存し、接觸傳染をなす。本病の豫防には患兒の嚴重なる隔離、病毒によりて汚染せられたる物件の消毒の外、種痘の勵行を必要とす。種痘第一期及び第二期の定期種痘を勵行するは勿論、流行時には成るべく速かに臨時種痘を行ふべし。種痘善感者はその後五年は免疫確實と考へて可なり。然れども免疫の持續期間は個人的差異あるものにして、或者は極めて長く、或者は二三年に止まることあり。

#### 七、發疹「チフス」

本病の病原は今日なほ不明に屬す。病毒に感染したる後、十日乃至十四日の潜伏期を経て卒然悪感戰慄を以て發病し、頭痛、眩暈、嘔吐を伴ひ、體温は急に四十度に上り、以後二三週はこの状態を持續し、漸次下熱するを普通とす。經過中全身に發疹現はれ、これより屢々出血す。本病の症狀は重篤にして、殊に肺炎を合併して危険なる經過をたることあり。本病は昆蟲、殊に患者に寄生せる虱によつて傳播せらるゝを以て、その豫防には患兒の隔離、病毒汚染、物件の消毒の外、虱の驅



除を勵行し、一般に衛生状態の向上を計る必要あり。

八、猩紅熱

秋より冬の初に多き傳染病にして、小兒を冒すこと多し。病原體は今日尙不明なり。病毒に感染したる後四日乃至七日の潜伏期を経て、卒然身體に灼熱、惡感、頭痛起り且つ強度の口峽炎を伴ひ、四十度以上の高熱を發し、脈搏頻數となる。やがて上胸部に發疹を現はし次で口唇、頤部を除く全身に擴がる。合併症を伴はぬものには、七日乃至九日にして常態に復し、二週の終り頃までに發疹は落屑するに至る。本病の死亡率は流行により一定せざるも、時に五〇%に上ることあり。經過中「デフテリア」腎臟炎を合併する時は危険なり。本病は主として發疹並に落屑中に存する病毒の接觸によりて傳染するものなれども、また患者の嘔吐によりて傳染し、時には皮膚の外傷部より病毒侵入して發病することあり。本病の豫防には患兒の隔離、病毒汚染物件の消毒を要す。

九、「チフテリア」

冬又は春にかけて多き傳染病にして、多く小兒を冒す。「チフテリア」菌の感染後二日乃至五日の潜伏期を経て發病し、發熱及び呼吸困難を起し、一般状態不良となる。扁桃腺は白色乃至灰白色の豚脂様義膜によりて被はれ、次で口蓋咽頭を冒し、全身症状は極めて重篤となる。この際治療血清

を早期に用ふれば、病勢の進行を頓挫せしめ、一、二週の中に治癒に赴かしむるものなれども、然らずして時期を失するときは、その經過不良なり。「デフテリア」菌は主として患兒の鼻腔または口腔に存し、これが布巾、衣類、玩具に附着して他に傳播するものなり。これが豫防には患兒の隔離、病毒汚染物件の消毒、及び咽喉頭の攝生を要す。

一〇、流行性腦脊髄膜炎

本病は二月乃至五月の候に發すること多く、夏季には比較的尠なく、好んで十歳以下の小兒を冒すと雖ども、またそれ以上の年齢の者を冒すこと決して尠ならず。本病は流行性腦脊髄膜炎菌の感染により、激烈なる頭痛、項部の疼痛、眩暈、嘔吐等の症状を以て始まり、項筋、背筋の強直を伴ひ、皮膚の知覺過敏、反射機の亢進を現はし、熱型は間歇性に昇騰す。本病の經過は重篤にして、患者の三分の一は死の轉歸をとるものなり。幸に治癒したるものもありても、不快なる後發症を胎すこと多し。病原菌は患者の咽頭分泌物中に含まれ、嘔吐、咳嗽等により、滴沫に混じ空中に飛動す。豫防には患者の隔離、病毒汚染物件の消毒を必要とし、流行時に於いては豫防のため咳嗽をなし、また扁桃腺の炎症を治療する要あり。

一一、「ペスト」



本病は「ペスト」菌の感染によつて發し、感染後十日の潜伏期を経て、突然惡寒、高熱等の症狀を發し、これに頭痛、腹痛、衰弱感を伴ひ、漸次意識濁濁す。これらの全身症狀の外、局所的に主として淋巴腺を冒すもの(腺「ペスト」)、或は主として皮膚を冒すもの(皮膚「ペスト」)、或は主として肺に症狀を來すもの(肺「ペスト」)あり。多くは不良の轉歸をとるものにして、その死亡率は流行によりて異なるものなれども、五〇乃至六〇%、時には七〇乃至八〇%に上ることあり。本病は屢々大流行を來すものにして、その豫防には患者の隔離、病毒汚染物件の消毒を嚴重に勵行するの外、嚴重なる交通遮斷、鼠族の驅除を行ふ要あり。

一一、百日咳

春冬に多き疾病にして、一歳乃至三歳または六、七歳の小兒を冒す。感染後八日乃至十四日に至り、咳嗽を發し、鼻「カタル」を起す、而して特有なる痙攣性咳嗽これに次ぎ、嘔吐、鼻出血、結膜下出血、舌繫帯の潰瘍を伴ふことあり。この如き症狀は二週乃至六週間持續し、全治までには數ヶ月を要す。本病による死亡率は約六%にして、年長兒には危險少なきも、幼兒は時に危險なることあり。病原體は咳嗽による滴沫傳染をなすものにして、學校、幼稚園に於ては屢々流行することあり。患兒は隔離するを要し、咳嗽に際しては布巾を以て口を覆はしむべし。患兒は固有なる咳嗽消

失するにあらざれば昇校を許可されず。

一三、麻疹

春冬の候に多き疾病にして、主として二歳乃至七歳の小兒を冒す。感染後十日を経て戰慄、發熱、咳嗽、鼻「カタル」、結膜炎等の諸症を發し、次で頬粘膜に「コプリク」斑現はれ、二、三日中に四十分度以上の高熱に達し、顔面には特異なる發疹出現し、二、三日中に全身に擴がる。この際激烈なる咳嗽を伴ふ。發疹は二週間の中に漸次批糠様落屑となる。經過中屢々中耳炎、氣管支炎、肺炎、結膜炎等を併發し、經過後に至り虛弱なる兒童は結核症を繼發することあり。病毒は涙液、鼻汁、唾液等の分泌液、皮膚の發疹、及び落屑中に存して、傳播の機會をつくるものにして、その傳染性は疾病の初期に於て最も強く、發疹の消退後數日間持續するものなり。患兒はこれを隔離し、病毒汚染物件を消毒し、患兒は主要症狀消退後七日間は昇校を禁ず。

一四、流行性感冒

寒冷の季節に、屢々流行性に來る。インフルエンザ菌の感染後二日乃至三日を経て卒然發熱し、頭痛、關節痛、眼の疼痛の外、鼻出血、食思不振、便秘、不眠等を伴ふ。呼吸器の症狀としては、鼻「カタル」、咳嗽、氣管支炎を發し、また嘔吐、下痢等の消化障害を來すものあり。全經過は一週



乃至數週に亘り経過中時に中耳炎、氣管支肺炎、神經痛を合併することあり。多くは良好なる経過をとるものなれども、虚弱なる者、結核性素質ある者、心臟病を有するものは不良なる経過をとることあり。病毒は咳嗽、噴嚏に際し滴沫中に混じて傳播するものなり。患兒はこれを成るべく隔離し、鼻汁、唾痰等の消毒をなし、咳嗽、噴嚏をなすに際しては布巾を以て鼻口に覆はしむ、昇校は主要症状消退後三日を経過せるものに對して許さる。

一五、流行性耳下腺炎

本病は病毒感染後十四日の潜伏期を経て、發熱、耳痛を以て發し、耳下腺は腫脹し、ために開口、咀嚼、嚥下の困難を來す。五日乃至七日に至り耳下腺の腫脹消退して治癒に赴くを普通とす。而してその経過は一般に良好なり。病原體は今日不明なるも、病毒は患者より直接に他に傳染す。患兒を隔離し、一方各人をして含嗽を勵行し、攝生を守らしむる要あり。患兒は耳下腺の腫脹消退せば昇校を許さる。

一六、風疹

冬より春にかけて流行し、二歳乃至十歳の小兒に見ること多き傳染病にして、感染後二乃至三週間を経て輕熱と共に麻疹様の發疹現はれ、時に全身に擴大するため往々猩紅熱と誤せらるゝことある。

り、されどこれと異なるは著しき「カタル」性症状を缺くことなり。経過は多くは良好なり。本病の病原並に傳播方法は未だ詳ならざるも、病毒は發疹の初期より發疹の消退後に至る迄傳染性を有す。患兒はこれを隔離し、居室、其他の物件を消毒するを要す。主要症状消退後五日を経れば昇校を許さる。

一七、水痘

本病は冬より春にかけて多く見る傳染病にして、十四日乃至十七日の潜伏期を経て、輕熱を以て發病し、次で全身に紅色の發疹を生じ、漸次水泡に變じ、内容潤濁して乾燥に陥り、痂皮を形成し治癒す。多くは良好なる経過をとる。病原菌は今日尙不明なれども、病毒は發疹中に存し、病の初期より傳染性を有するものなれども、人體を離れて長く病毒性を保有することなし、患兒は隔離するを要し、居室、寢具その他の物件を消毒し、主要症状消退後五日を経過せるものに昇校を許さる。

一八、丹毒

本病は創傷口より病毒の感染後、數時間乃至三日を経て卒然惡寒、戰慄を伴ひ、病毒侵入部に近く、發赤、腫脹を來し、淋巴管炎を併發し、數時間後には更に症状増悪す。高熱、頭痛を伴ひ、炎症部分は水泡形成または蜂窠織炎を起す。本病は不良なる経過をとり、死の轉歸をとること尠なからず。



らず。本病の豫防には、刺創の如き小なる外傷にても、綿密なる注意の下に處置するを要するものにして、本病を發せるときは直に醫療を受けるを要す。一旦本症に罹り治癒せる者は、往々再感染する例あり。

一九、「マラリア」

本病は「マラリア、プラスモヂウム」なる原蟲の感染によりて發する、夏期に多き傳染病にして、病毒感染後十日に至り、突然惡寒、戰慄を以て卒然發病し、頭痛項部の疼痛烈しく、心悸亢進、嘔吐を伴ふ、體温は四十度以上に及び、次で全身著しくは發汗す。この發作は普通七乃至十時間持續す。この發作は病原體の種類により、毎日來るもの、二日目、三日目、四日目に一回來るものあり。普通に見るは隔日に來るものなり。本病は適當の醫療により治癒に赴くを普通とす。本病は患者の血液を吸啜したるアノフェレス蚊が他の健康者を刺整して傳播するものなるを以て、流行地に於てはアノフェレス蚊の撲滅を計ると共に、極力その刺整を豫防し、また豫防の目的にて「キニーネ」を服用せば效果あり。

二〇、狂犬病

狂犬の咬傷によりて發するものにして、咬傷部は一旦癰痕を形成して治癒に赴くものなれども、

一箇月乃至六箇月を経過したる後に至りて再び損傷部發赤し、患者は精神的不安、頭痛、不眠を來し、二日乃至四日後に至りて咽頭、喉頭、呼吸筋四肢、軀幹等の痙攣發作を起し、窒息感、心臓部の苦悶、口渴、嚥下困難發し甚しき唾液分泌を伴ふ。患者は數日中に心臓麻痺に陥りて死の轉歸をとる。本病は早期に治療血清の注射を行へば一命を取止むることあるも、一旦狂犬病の症狀を呈するに至らば、豫後は極めて不良なり。故に本病の豫防を計るには、狂犬の疑ある犬に咬まれたる時は早期に豫防注射を受けるを可とす。其他速かに狂犬の撲滅を計る要あり。

二一、破傷風

本病は破傷風菌の感染によりて發し、三日乃至二十日の潜伏期を経て、先づ、顔面筋の痙攣を來し、特異の顔貌(破傷風顔)を呈す。この強直は數時間乃至數日中に項部、背部に擴がり、四肢に及ぶに至りて、患者は特異の體勢をとる。患者は高度の呼吸困難、疼痛に悩む。本病の死亡率は從來極めて高率なりしも、近來治療血清の發見により數を減ずるに至れり。破傷風菌の芽胞は抵抗力極めて強く、地上に散在するを以て、皮膚の僅小なる外傷部より侵入して發病せしむるに至るなり。故に日常皮膚に於ける損傷は適當の處置をなし、患者は速かに醫治を受くべし。

一、蛔蟲



蛔蟲は小腸内に寄生し、その少數なる時は何等症狀を呈せざること多きも、多數の蛔蟲寄生せば種々の障礙を起すものなり。就中、腹痛を起すこと多く、朝時屢々嘔吐を起す。尙鼻孔に於ける痒感、脈搏の不正、蕁麻疹、全身倦怠、精神不安、眩暈等を起すことあり。また貧血症を伴ふことあり。

## 二、蟯蟲

蟯蟲は通常大腸殊に直腸附近に寄生し、時に小腸より胃、食道に上行す。その雌蟲は夜間肛門及びその附近に出で、ためにその部に搔痒を來し、睡眠を障礙することあり。また搔破のために炎症を起し女兒の白帶下、又は手淫を誘ふことあり。一度寄生するや自家傳染を繰返して久しきに亘り、容易に治癒し難きこと多し。

## 三、鞭蟲

鞭蟲は盲腸、結腸に寄生すること多く、多數に寄生する時は、貧血、下痢その他神經症狀を起すことあり。

## 四、十二指腸蟲

十二指腸蟲は小腸の上部(空腸、廻腸)に寄生し、腸壁褶襞内に拵入して吸著し、血液を吸取す。

人體は本蟲の寄生により徐々に貧血を現はし、惡心、嘔吐、腹痛、下痢等の消化障害、嗜異性、心悸亢進等を訴ふ。

蟲卵は糞便と共に排泄せられ、汚水中にて發育して仔蟲となり、更に野菜その他の食物を介して經口的に體內に入るか、または仔蟲が皮膚を穿ちて入り込み、淋巴、血管を通じて心臟に至り、肺、氣管を経て喉頭に出でそれより腸に達して成蟲となる。

## 五、縲蟲類

人體に寄生する縲蟲の主なるものは、有鉤縲蟲、無鉤縲蟲、廣節裂頭縲蟲なり。縲蟲の體內に寄生するや時に何等の症狀を呈することなきも、時には腹痛、惡心、嘔吐、全身倦怠、頭痛、痙攣、貧血等を起す。貧血は廣節裂頭縲蟲の寄生せるときに顯著なり。

## 六、肝臟「チストマ」

肝臟「チストマ」は通常肝臟殊に輸膽管に寄生す。その症狀最初には、軟便を排出し、食欲亢進し來るも、次で下痢、腹水、貧血、浮腫、黃膽、夜盲症等現はれ、肝臟肥大するに至る。本蟲病は岡山、宮城、滋賀、兵庫、廣島、千葉、新潟の諸縣下に多く、此等の流行地にありては、十年以上の小兒には屢々發見せらるゝところのものなり。本蟲は人體の肝臟内にて産卵し、卵子は糞便と共に



水中に入り幼蟲となりて游泳し、第一宿主たる鱈貝中に入りて多数の「ツエルカリア」を生ず。「ツエルカリア」は再び貝を離れて水中に出て、第二宿主たる「はや」、「たなご」、「ふな」、その他の淡水魚類の體中に入る。魚類に入れる包囊蟲は、皮下並に筋肉内に宿り一見卵子の如き形を成して、生棲するものなり。故にこれらの魚類を生まの儘食する時は容易に本蟲の感染を受くべし。本病の療法としては未だ適當なるものなし。

### 七、日本住血吸蟲病

本蟲は主として門脈、肝臓、腸間膜靜脈に寄生し、蟲卵は肝臓及び大腸に存在すること多し。本蟲の寄生により、初め腹部膨滿、食慾亢進、下痢等を起し、次で肝臓の腫大を來し、全身の浮腫等あらはる。本病は、我國の諸地方に存在し、古來有名なるは、廣島縣の片山地方、岡山、佐賀等にして、近時茨城靜岡等にも本病の存在することを知れり。人體に本蟲の幼蟲が侵入する経路は、毎常皮膚よりするものにして、農夫等が水田内に手足を浸漬する際本蟲の「ツエルカリア」は自動的に來りて、その皮膚を穿入し以て人體内に侵入するなり。

## 第三節 學校治療

學校に於て行ふ診療は、主として突發せる傷病に對する應急の處置、並に「トラホーム」、皮膚病等に對する看護的處置なり。これには學校内の一室に衛生室を設けて相當の設備をなし、學校醫、學校看護婦、または豫め處置方法を習得せる學校教員に於て簡易に行ひ得るやうせざるべからず。本節に於ては衛生室の設備並に屢々行はるゝ傷病の處置につき概述すべし。

### 第一 衛生室の設備

衛生室は普通教室と同様、若くはやゝ小なる廣さを有し、左に準じ器具、機械、藥品及び材料を備へざるべからず。十分に設備し得ざる處に於ては、學校醫の意見に従ひ適宜取捨するは支障なし。

#### 一、器具

寢臺、毛布、藁布團、安樂椅子、患兒用椅子、患兒用ベンチ、衝立、藥品及び器械棚、調剤机、手洗器、消毒器、事務机(椅子共)、寒暖計、濕度計、火鉢(五徳共火箸共)、鐵瓶、バケツ、汚物罐、唾壺等。

#### 二、器械

身長計、體重計、肺活量計、檢溫器、血壓計、握力計、卷尺、外科用刀、ピンセット(外科用、耳



鼻科用)、鋏、卷綿絲(咽頭用、耳鼻科用)、消息子、耳鏡、鼻鏡、反射鏡、膿盆、調劑用天秤、藥匙、液量器(一〇〇cc、二〇〇cc)、洗眼瓶、洗眼盆、點眼瓶、洗腸器、注射器(注射針)、シャーレ、消毒器、ガーゼ入硝子器、綿帶入硝子器、脱脂綿入硝子器、副木、爪拔、懷爐、湯婆、氷枕(氷枕吊共)、氷囊、共口硝子瓶數種等。

三、藥品及び材料

石炭酸、防疫用石炭酸、昇汞錠、酒精、クレゾール石鹼液、過酸化水素水、沃度丁幾、カンフル丁幾、デルマトール、亞鉛華、澱粉、硼酸軟膏、單軟膏、ドーフル酸、コロダイン、メントール、薄荷油、薄荷水、蓖麻子油、硫酸マグネシウム、イヒチオール、オレフ油、ワゼリン、リスリン、ヨードフォルム、釜硫膏、硼酸、重炭酸曹達、苦味丁幾、鹽素酸カリウム、ルゴール氏液、プロタルゴール、明礬、醋酸鉛、單舍利別、強アムモニア水、ホフマン氏液、火酒、蒸溜水、消毒ガーゼ、昇汞ガーゼ、ヨードホルムガーゼ、アスピリン、ミグレニン、プロチン、杏仁水、磷酸コデイン、硫酸亞鉛、鹽酸コカイン、鹽化マドレナリン液、局方健胃散、稀鹽酸、デアスターゼ、ピオフェルミン、タンナルビン、次硝酸蒼鉛、綿帶(八裂、六裂)、リント布、三角布、亞麻仁油紙、油紙、ビツク氏硬膏、亞鉛華絆創膏、ゴム絆創膏等。

第二 治療處置

學校治療として處置すべき傷病勢なからず。外科的疾患、内科的疾患及びその他(眼、耳、鼻、皮膚、齒牙の疾病)に區別し得べし。主なる傷病の處置を左に概述せん。

一、創傷

創傷とは擦過傷、切傷、刺傷、割傷、裂傷、挫傷等を總稱する語なり。いづれも皮膚若くは皮下組織が外力によりて損傷を來すものにして、擦過傷は鈍體と皮膚との摩擦により起り、切傷は比較的鋭利なる刃物により起り、刺傷は尖れる器物によりて起り、割傷は鈍き刃物により起り、裂傷は刃物又は器物により引裂かれて起り、挫傷は鈍體の打撲により起るものなり。なほ動物に咬まれて起るものを咬傷と名づく。

創傷の應急的處置は、創面が不潔なる場合には滅菌水(これなき場合は稀釋石炭酸水を用ふ)にて不潔物を除きたる後、創面を滅菌水にて洗ひ、創縁に沃度丁幾を塗布し、滅菌「ガーゼ」または消毒「ガーゼ」を置き、亞麻仁油紙を以て覆ひ、更に綿花をのせて綿帯を施す(これ綿の一般法なるを以て以下單に「ガーゼ」を置き綿帯を置くと略述す)。刺傷若くは深き切傷にありては、深部に病原菌殊に化膿菌侵入し、毎常多少の化膿を來すを以て、滅菌或は消毒せる細長「ガーゼ」を消息子にて創内



に挿入しおくを要す。出血甚しき場合に於ては後に述ぶる止血法を併用すること勿論なり。咬傷中鼠或は犬によるものは、この動物が鼠咬症或は狂犬病の病原體を有するときは、將來同症を發する憂あり。殊に犬に咬まれたる際には、その犬が狂犬病に罹れるか若くはその疑あるや否やを明にし、必要により必ず速に狂犬病の豫防接種を受けざるべからず。

#### 二、打撲、捻挫

鈍體の打撲により皮下に於ける軟組織が損傷し、外部に損傷なきものを打撲傷といふ。所謂打身なり。身體の顛倒または踏み違へ等により。主として四肢の關節が過度または異常なる運動をなし、ために關節面または靱帶等に損傷を來すものを捻挫と云ふ。いづれの場合に於ても、局部に疼痛及び腫脹を來し、また運動障礙を伴ふ。これらの應急處置は損傷部位を安靜にし、その部の皮膚上より巻法を施す。巻法はブロー氏液(醋酸鉛五・〇、明礬一〇・〇、餾水五〇〇・〇、用時浸盪し、五乃至一〇倍に稀釋す)また二%硼酸水に「ガーゼ」又は「タオル」を浸し、適度に絞りて局部にあて、油紙をのせ綿花を以て覆ひ繻帶を施すものなり。(ブリスニツツ氏巻法)また輕易なる場合にては沃度丁幾を塗布しおくは便なり。

#### 三、脱臼

關節部が突然異常なる外力を受け、關節頭がその位置を變じ、著しき場合は關節窩を脱出す。常に甚しき疼痛を伴ひ、關節の運動全く制限せられ、外見上關節の形狀異常となる。脱臼の疑ある場合は、局部の絶對安靜を守り、直ちに醫治を乞ふを要す。その際患兒の一般状態または脈搏不良なる時は、赤酒劑其の他の強心劑を用ふる等の注意を要す。

#### 四、骨折

急激なる外力を蒙りて骨に龜裂を生ずるか、または折れたるものを骨折といふ。その際皮膚の創傷を伴ひ、内外交通することあり。これを複雑骨折といひ、然らざるを單純骨折といふ。骨折は鎖骨、肋骨、四肢骨に起ること多し。四肢骨に於ては、骨端部の骨折を來すこと多く、また骨幹部に於ても骨折を見ること稀ならず。骨折に於ては激しき疼痛、運動制限を來し、骨の位置異常を見る。この場合は診斷明白なるも龜裂を生じたる場合、骨の位置異常なき場合に於ては、精細なる診査により初めて決定せらる。かゝる場合に局所を壓すれば、激しき疼痛の外骨の摩擦音を聞くことあり。骨折の疑ある場合は、局所を絶對安靜にし、直ちに醫治を受けざるべからず。應急の處置としては、局部に副木をあて骨の移動を防ぎおくを可とす。複雑骨折の場合は、前記に準じて創面の處置を行ふべし。



五、出血

(一)創傷による出血 創傷には毎常出血を伴ふ。これには動脈出血、静脈出血及び毛細管出血の三あり、動脈出血は創傷部の動脈が傷けられて出血するものにして、血液は搏動に一致して衝突状に出て、その色鮮紅なり、静脈出血は創傷部の静脈が傷けられて出血するものにして血液は創口より間断なく流出し、その色暗赤色なり。毛細管出血は、浸み出す如く流れ出で、暗紅色なり。動脈は概して身體の内側に位し、その位置も深きを以て、外傷により損傷せらるゝこと多からず。通常餘り大ならざる外傷に於て見る出血は毛細管及び小静脈の出血なり。

外傷による毛細管並に小静脈の出血は、その部を暫時消毒「ガーゼ」を以て壓迫するか、或は壓迫して繃帯を施しおけば自ら止血するを常とす。比較的大なる静脈の出血にありても、壓迫繃帯を施しおけば、暫時の後に止血すること多し。動脈出血は動脈内に於て血圧高きため、出血量多く、危険を伴ふ恐れあり。人體の血液は體重の約十三分の一を有し、その三分の一を失へば死の危険を免れず、然れどもかゝる大出血は極めてまれなるものと信じて可なり。動脈出血の應急的處置は外傷部より身體の中央に近き部位を繃帯又はその他の布或は「ゴム」管を以て緊縛し、創傷部には壓迫繃帯を施し、成るべく速やかに醫治を受けざるべからず。なほ、動脈出血に對しては該動脈の中樞部

を壓迫して止血の效を奏することあり。即ち頭部動脈の出血に際しては、頸動脈を脊柱に對して壓迫し、上肢に於ける動脈出血の際は、鎖骨上窩に於て鎖骨下動脈を肋骨に對して壓迫し、また上膊動脈を上膊の内側より上膊骨に對して壓迫し、下肢の出血の際に股動脈を鼠蹊部に於て壓迫する如し。

(二)衄血 衄血は鼻部の外傷または頭部の鬱血等により屢々起る。なほ女子にありては月經の代償出血として現はるゝことなきにあらず。出血の部位は鼻腔入門に近く、血管の分布豊富なるキーゼルパツハ氏部位よりすること最も多し。應急の處置としては鼻腔に綿栓を固く挿入し、鼻背に冷罨法を施し頭部をやゝ高位に保つべし。ながく止血せざる時はアドレナリン・コカイン溶液を濕したる綿栓を用ふれば效果大なるべし。

(三)咯血 肺の疾患あるものは、肺内の血管の損傷により、咳嗽と共に血液を咯出することあり。鮮紅色にして氣泡を有するを特徴とす(吐血参照)。咯血は一見非常なる危険症狀の如く思はれ、患者は勿論看護者に於ても著しき不安を抱くこと多きも、かなり多量の咯血と思はるゝ場合にも、そのために直接死を招くこと殆んどなきものと思惟して可なり。故に咯血に際しては、看護者は最も沈着なる態度をとり、患者に對して心配なき旨を宣告し、床上に横臥せしめて心の安靜を計らしめ、成る可く咳嗽の發作を尠からしむるを要す。而して直ちに醫治を受くるやう取計ふを要す。なほ



氷水、又は氷片を與へ置くは可なり。

(四)吐血 胃の潰瘍を有するものは急に吐血することあり。その色普通暗褐色を呈し、胃内容を含むこと多し(咯血参照)。嘔吐運動に伴ひて現はる。出血後心臓の衰弱を來し、危険状態に陥ることあるを以て、看護者は直ちに醫師を迎ふると共に、患者を絶對安靜ならしめ、すべての飲食を禁じ、患者の要求止みがたき時に限り少量の氷塊を與へ、また上腹部に氷嚢を施しおくを可とす。

#### 六、火傷

火傷は高度の熱によりて起る身體の障礙なり。また日光或はレントゲン線によりても火傷を起す。火傷の症状は熱の強さ及びその働きたる時間の長さにより三度に區別せらる。第一度は輕きものにして皮膚發赤し、灼熱疼痛を伴ひ、僅かに腫脹する程度のものなり。第二度は中度のものにして、第一度の症状の外水泡の形成、皮膚の脱落を生ずるに至れるものなり。第三度は重症のものにして皮膚燒爛し且つ組織の壞疽を起すに至るものなり。

火傷はその程度に係はらず、胃さるゝ皮膚表面の廣さほど豫後憂ふべきものなり。第一度の火傷にありても皮膚全面積の三分の一以上に及ぶ時は生命の危険を招くことあり。これ火傷により體內の水分缺乏し、且つ血球崩壊し、血液内に未詳なる有害成分生じ、心臓に對し有毒に作用するものと考へらる。

第一度の火傷に對しては、その激しき疼痛を緩和するため、「オレフ」油、「ワゼリン」または石灰「オレフ」油(石灰水及び「オレフ」油等量混和)を塗布し、亞麻仁油紙を置き、繃帯を施すべし。第二度の火傷に對しても油劑の塗布を行ひ、必要により破壊せる水泡及び剝離部に對し硼酸「ワゼリン」、硼酸軟膏、「デルマトール」、亞鉛華澱粉を撒布す。第三度の火傷に際しては、油劑または軟膏劑を用ひ、繃帯を施し、速に醫治を求むべし。火傷の繃帯交換に於ては、油紙または「ガーゼ」等が組織と密著することあるを以て、強ひてこれを剝離せず、上層の「ガーゼ」のみを交換するをよしとす。火傷の後に精神の興奮、嘔吐、痙攣等を起し、欠伸、嘆息を發し、次いで無慾状態に陥り、或は譫語を發することあるは、既に全身的症狀を發せるものにして、豫後危険なるものとして十分注意をなさざる可らず。殊に心臓の状態に注意するを要す。

#### 七、日射病、熱射病

既に述べたる如く、日射病は日光の直射により、熱射病に濕熱によりおこる全身障礙にして、倦怠、耳鳴、頭痛、眩暈、口渴、呼吸困難、痙攣等を發し、進んで人事不省に陥るものなり。その際心臓の衰弱を來し、脈搏極めて細小となる。また體温上昇し、時に四十二度以上の高熱に達するこ



とあり。

旅行、行軍等に際して發すること多く、睡眠不足、飲料の缺乏等はその誘因となるを以て、豫め注意をなし、本病を發したる時は樹陰の空氣涼冷なる處に伴ひ、衣裝を解き冷飲料を與へ、頭部を冷却し、顔面胸部等に冷水を撒じ、必要により冷水灌腸をなさざるべからず。なほその重篤なる場合は必ず醫治を受けざる可らず。すでに假死の状態に陥れる時は人工呼吸法を行はざるべからず。

#### 八、凍傷

凍傷は寒冷の刺戟によりて起る身體障礙なり。寒冷の度甚しき時は本症を起すこと論を俟たざるも、軽度の寒冷長時間作用する時にもまた本症を起す。凍傷は局所及び全身の凍傷に區別せらる。局所の凍傷は火傷と同じく三度に區別せられ、第一度は輕症にして、皮膚初め蒼白となり、次で發赤し、一種の灼熱感を起し腫脹を伴ふものなり。凍瘡の初期はこれなり。第二度の凍傷は第一度の症狀の外、皮膚に水泡を形成するものなり。第三度は重症にして局部に著しき循環障礙を來し、皮膚暗赤色となり、水泡並に皮膚の剝離を伴ひ、また組織は壞疽に陥るものなり。全身凍傷は全身の冷却により皮膚蒼白となり、末指節暗紫色となり、意識朦朧となり、甚しき場合は呼吸困難、心臟麻痺を起して死に至る。これ凍死なり。

第一度の凍傷に對しては、その部を時々温湯に浸し血行を良好にしたる後、「カンフル」沃度丁幾を塗布し、繃帯を施しおくべし、なほ局部を叮嚀に摩擦することにより恢復することあり。第二度の凍傷に對しては、硼酸「ワゼリン」或は凍傷膏(炭酸「クレオソート」一〇、「カムフル」末一〇、「ペルバルサム」五〇、「ワ、セリン」五〇〇「ベルガモフト油數滴」を貼用す。第三度の凍傷に對しては油劑を使用するの外、必要により防腐繃帯を施すべし。全身の凍傷殊に凍死に瀕せるものに對しては、これを急に加温することなく、先づ氷雪を以て皮膚を充分に摩擦し、次で乾燥摩擦を行ひ、徐々に温處に運ぶべし。また食物も少量宛極めて徐々に與ふるを要す。この漸徐的方法を過まれば却つて生命を危くすることあり。假死の状態に陥れる場合は人工呼吸法を行ふを要す。

#### 九、異物の處置

眼内、耳内、氣管、食道等に異物の入ることあり。眼内に入りたる塵埃、煤煙、炭粉を除去するには、眼裂を開くか、または眼瞼を翻轉し、異物を硼酸水にて濕せる綿花または手巾の端にて取るか眼洗を行ふ。異物が結膜穹隆部に存して除去に困難なる時は、醫治を受くるを要す。鐵粉または小鐵片が結膜内に刺入せる時は、磁石を以て吸引除去するをよしとす。

耳内に入りたる砂粒、木片等を除去するには、外部より見易き處に介在する時は、頭を傾け振動



を與へて轉出を計り、それにて目的を達せざる時は耳洗滌を行ふ必要あり。異物小なる時は「ピンセット」にて除去し得るも、大なる時は却て異物を漸次後方に送り込む虞あり。また耳洗滌を行ふにあたり、豆類の入りたる場合は耳洗滌のため水分を含みて膨大し、却つて除去難きに至るを以て、その際は油類を注ぎて靜かにその轉出を計るをよしとす。また昆蟲の耳に入りたる場合には、速かに「グリセリン」水または油類を入れてその運動を防止したる後、洗耳して排出せしむ。

玩具、貨幣、魚骨片、鋸、義齒等を嚥下したる時は、身體を安靜にし、粥又は甘露をや、多量に攝取せしめ、醫師と相談すべし。風船その他の玩具等を過つて吸入し、喉頭に懸り、呼吸困難を來せる時は、躊躇なく醫治を受けざるべからず。その間背部を衝打して急激なる呼吸運動を起さしめ、異物の呼出を計るべし。

### 一〇、腦貧血

腦貧血は腦の急性局部的貧血状態をいふものにして睡眠不足、消化障礙等ある場合に長時間の起立をなし、窮屈なる姿勢を維持し、多數室内に群居し、或は急激なる身體過勞、精神感動等により起り、また外傷の處置を行ふ際等に發す。顔面蒼白、眼瞼結膜、口唇粘膜、蒼白となり、頭痛、眩暈、嘔氣を訴へ、冷汗を發す。その際脈搏は著しく數を減じ且つ細小となる。貧血高度なる場合は

意識喪失し、人事不省に陥り、卒倒す。腦貧血の處置は患者の衣裝を解き、頭部をや、低くして安臥せしめ、空氣の流通を良好ならしめ、その經過を見て、意識容易に恢復せざる時は、「アムモニア」水の嗅入、胸部の摩擦、芥子泥の貼布を試みざるべからず。覺醒せる時は赤酒または火酒を與へ、安靜に保たしめ、以て症狀の恢復を待つべし。意識恢復せざる間に服藥せしむるは宜しからず。極めて高度の腦貧血にして假死の状態に陥れるものは人工呼吸法を行ふを要す。

### 一一、腦充血

腦充血は腦の急性局部的の充血にして心臟薄弱なる者に見ること多く、精神感動、過度の野外運動等により起る。顔面潮紅し、眼結膜充血し、多くは頭痛、眩暈、耳鳴を伴ひ、また鼻出血を來すことあり。脈搏は腦充血の場合と異なりて充實し、呼吸また深大となる。高度の場合は意識を喪失し、人事不省に陥り大なる鼾聲を發して寢るに至る。この處置は衣裝を解き、頭部を稍高く保ち、且つ冷水をそそぎてこれを冷し、また灌腸を行ひて排便を計ると共に腹部に血液を誘導するを可とす。また場合によりては下腿部に芥子泥を貼布して血液の誘導を計る要あり。

### 一二、腦震盪

高處より墜落するか、または外物に衝突して頭部に激しき打撲を蒙りたる場合に起るものにして、



腦組織が急激なる震盪により、その機能を一時失ふものなり。顔面蒼白となり、皮膚厥冷し、呼吸淺薄となり、人事不省に陥ること多し。その際脈搏は遅徐細小となる。安静にし、湯婆をもつて四肢を暖め、静かにその経過を待てば、多くは徐々に恢復するに至る。覺醒したる後は少量の赤酒または Hoffman 氏液を與へ、絶對安静を繼續せしむべし。容易に覺醒せざる時は腦貧血の場合に準じ、その覺醒を計らざるべからず。

### 一三、疼痛の處置

(一)頭痛 頭痛は諸種の疾病の前驅症狀または隨伴症狀として現るゝ極めて廣汎なる症狀なるを以て、頭痛の訴へにより直ちにこれが處置をなすことは全く困難なり。然れども學校兒童に最も多きは感冒性疾患による頭痛なり。なほ消化器障礙、鼻疾患等のため頭痛を訴へ來るものあり。感冒性の頭痛にありては多くは發熱を伴ふを以て、これに對しては「アスピリン」(〇・二乃至〇・五瓦一回量)または「ミグレニン」を用ふ。

(二)齒痛 齒痛は齲齒、齒根膜炎、齒齦炎等により起る。應急的には重曹水の含嗽をなしたる後、沃度丁幾を齒齦に塗布し、齲窩明かなる場合は、清淨にしたる後沃度丁幾綿球を充填しおくべし。齒痛激しき場合は醫治を受くる要あること勿論なり。殊に頰部に腫脹發赤を來し、炎症の症狀急激

なるときは直ちに齒科醫に送るを要す。

(三)腹痛 腹痛は諸種の腹部臟器の疾患により來る症狀なるを以て、腹痛の訴へにより直にこれが處置をなすこと全く困難なり。何となれば胃痙攣、盲腸炎、「イレウス」等の如き重き原因により發し、此等の處置は醫師に非ざれば行ふこと能はざればなり。學校兒童に屢々起るは一時的の消化障礙、便秘、腹部冷却、腸内寄生蟲及び胃腸「カタル」によるものなり。腹部に溫石または懷爐をあて、安臥せしめ、應急的には健胃散または「コロダイン」等を服用せしむるに止め、速かに恢復せざるものは醫治を受けざるべからず。

(四)嘔吐及び下痢 嘔吐及び下痢は諸種の疾病の隨伴症狀として起るも、胃及び腸の疾患に伴ふこと最も多し。單純の胃及び腸「カタル」に際して起る場合は、身體を安静にし、嘔吐に對しては氷片を與へ、下痢に對しては腹部を保温する等の處置にて経過を見るをよしとするも、消化器系の急性傳染病流行時にありては、吐瀉物の性状に注意し(傳染病の項下參照)、その消毒を行ふことを忘るべからず。

### 一四、中毒の手當

有毒物質を知らずして攝取するか、有毒瓦斯を吸入するか、または毒蛇に咬まる等によりて中毒



症状を起すことなきにあらず。中毒症状は毒物の性質により極めて千差萬別なりと雖も、四大型に區別せらる。即ち(一)胃腸型にありては嘔吐、下痢、腹痛、吃逆、胸内苦悶等激しき腸胃の症状を現はすものにして、酸「アルカリ」その他一般に粘膜を刺戟する毒物の中毒の際に現はる。(二)脳型にありては、昏睡、呼吸及び脈搏の沈降、瞳孔の散大及び縮小、四肢及び軀幹の痙攣、幻覺、錯覺等を來し、阿片、「モルヒネ」その他多くの「アルカロイド」の中毒の場合にこれをみる。(三)神經型にありては、末梢神經の麻痺または痙攣を主徴とし、屢々腦型に關聯して起る。鉛、その他の重金屬の中毒の際に屢々現はる。(四)血液型に於ては、黃膽、血尿、紫斑等を現はし、蛇毒、單毒、酸化炭素等の中毒の際に現はる。

中毒症状の處置は毒物の排除、中和、解毒の外危篤なる症状、例へば心臟衰弱、呼吸困難等を對症的に處置するものなり。例へば催吐、催瀉を行ひて毒を排除し、鹽酸の中毒に對しては重碳酸曹達等の「アルカリ」劑を服用せしめて、中和を計り、心臟及び呼吸困難に對しては「カムフルオレフ」油または「ヂガーレン」等の強心劑を注射し、呼吸困難に對しては酸素吸入等を行ふ如し。

毒蛇に咬まれたる際は、咬傷の部位に疼痛性腫脹、皮膚出血を來し、心臟衰弱、神經麻痺を發し、甚しき場合は心臟麻痺を起して死に至る。本邦に多き毒蛇は蝮蛇飯蛇なり。處置としては咬傷部の

上方を直ちに緊縛し、傷液を強く壓出すべし。蛇毒は消化管より吸收せられて中毒を來すこと殆んどこれなきを以て、咬傷部に口を當て傷液を吸出すは一層可なり。而して局部を石炭酸、「クロール」鐵液等にて腐蝕し、出來得べくんば生理的食鹽水を皮下または靜脈内に多量に注入すべきなり。

有毒植物即ち毒草或は毒菌を誤りて食し、中毒症状を發すること尠ならず。その際胃腸の症状及び腦症を起すこと多し。植物中に含まるゝ有毒成分は多く「アルカロイド」類なり。その處置としては、吐を催起し、且つ下劑を與へて催瀉する外、胃の洗滌を行ひ、生理的食鹽水の皮下または靜脈内注射を施し、且つ強心劑(「カムフル」「オレフ」油又は「ヂカーレン」の注射)及び腦亢奮劑(「カフェイン」劑の服用)を與ふべきなり。

腐敗せる食物を攝取して中毒症状を發する場合は、多くは激しき嘔吐及び下痢を起し、高度の發熱を伴ふ。時に不安、頭痛、眩暈、譫語等の精神症状等を發し、また心臟衰弱、呼吸困難を伴ひて重篤症状に陥ることあり。處置としては下劑を與へて催瀉し、食物を絶し、番茶または生理的食鹽水を服用せしめ、強心劑及び腦亢奮劑を與へ、患者を安靜に保つを要す。

#### 一五、腸寄生蟲の驅除

腸寄生蟲、蛔蟲及び十二指腸蟲は兒童に多き腸内寄生蟲にして、學校に於ても、屢々これが驅除



を行ふことあり、驅蟲劑の使用法は種々あれども、通常、前日下劑(大約一〇乃至二〇ccの「リチネ」油、または五乃至一〇瓦の硫酸「マグネシウム」を服用せしめ、翌朝空腹時または少量の食物攝取後に驅蟲劑を與へ、服藥後約一乃至二時間の後に再び下劑を與ふ。(一)蛔蟲の驅除に對しては「サントニン」〇・〇二—〇・〇三(一回量)を食後に與へ、或は「サントニン」錠(〇・〇二五)一錠を與へたるのち、下劑として甘汞(〇・〇三—〇・〇五)を與ふ。また近時海人草用ひらる(海人草三・〇—二・〇「センナ」葉二・〇—四・〇、餉水五〇—一〇〇、爲煎劑一日三回分服)。

(二)十二指腸腸蟲の驅除に對しては「チモール」(〇・二—〇・五)を膠囊に入れ、一日一回與へ、下劑として「リチネ」油(一〇—二〇cc)を用ふ。また「ネマトール」(球囊入りは使用に便なり)四鹽化炭素等を用ふ。後二者は中毒症狀を伴ふことあるを以て豫め注意を要す。

その他、雜蟲等の驅除行はることなきにあらざるも、こゝには省略す。

#### 一六、皮膚疾患の處置

(一)濕疹 濕疹の處置として局所に用ふる藥劑は、濕疹の時期、病型によりて一様ならず、概して濕性のものには泥膏を用ひ、乾性のものには軟膏を用ふ。凡て藥劑は刺激性弱く且つ分解し難きものを選びたい。

初期の紅斑または丘疹期には亞鉛筆澱粉、亞鉛華、「サリチル」酸澱粉(各等分)等を撒布して局所の濕潤を防ぐ。また濕潤期のものには亞鉛華油を塗布し、搔痒強き時は一乃至五%「ツメノール」または「ピチロール」を用ふ。分泌強きものには皮膚炎症を散ずる目的を以て三%硼酸水、一%「レゾルチン」、「ブロー」氏液(前出)等の療法を施し、分泌減退を俟ちて土肥氏「ラノリン」泥膏(亞鉛華、澱粉各二四・〇、「サリチル」酸二・〇、「ラノリン」五〇・〇)ウキルソン氏軟膏(亞鉛華六・〇、安息香酸一・〇、豚脂三〇・〇)「ツメノール」軟膏(「ツメノール」五・〇、次硝酸蒼鉛五・〇、亞鉛華五・〇—一〇・〇、單軟膏一〇・〇)を用ふ。結痂性の濕疹に對しては先づ結痂を除去する目的にて、患部に「オレーフ」油を塗布し、痂皮の軟化を俟ちてこれを除きたる後、三%硼酸軟膏「ツメノール」軟膏、ウキルソン氏軟膏またはヘブラ氏軟膏單鉛硬膏、「オレーフ」油(等分)等を貼用す。

急性症狀去りたる慢性のものにして搔痒強く、且つ皮膚濕潤強きものには「テール」劑殊に土肥氏釜兒膏(亞鉛華、硫黃華、木「テール」各一〇・〇、豚脂一二〇・〇)有效なり。

濕疹の療法はこれらの局所療法を行ふ外、榮養、便通の整理に注意し、砒素、肝油、沃度、鐵劑の如き變質強壯劑の内服を必要とすることあり。また濕疹は再發し易きを以て、後療法は甚だ緊要にして、入浴は初め一週一回とし、漸次度を増し、且つ石鹼の使用を禁ず。



(二)疥癬 疥癬の處置として最も有效なるは硫黄または水楊酸を含有する軟膏即ち、ウキルソン氏軟膏(硫黄膏、木「テール」各二〇・〇加里石鹼、「フゼリン」各四〇・〇白堊五・〇)山田氏疥癬米糊(米糊一〇〇・〇「ザリチール」酸二・五硫黄膏三〇・〇米糊は米粉四〇・〇—四五・〇を水一〇〇・〇に加へて煮、糊状となせるもの)なり。先づ患兒を入浴せしめたる後、一日二回二日間軟膏を塗擦し、その上に粉末を塗擦す。第三日目に入浴せしめ、新たな襦袢を著せしむ。普通一回の塗擦によりて疥癬蟲及び蟲卵は悉く死滅すれども、若し一回にて效を奏せざる時は、二三日の間歇をおきて同法を繰返すべし。

(三)頭虱 頭虱には石油「オレーフ」油の等分液または石油と一〇%「フォルマン」水の等分液を以て頭部に墨法繻帯を施し、翌朝石鹼を以て清淨し、數日間これを持続す。蟲卵驅除には醋または一%の醋酸を用ふ。

(四)黄癬 黄癬の處置には先づ黄癬菌甲を除くため、一%石炭酸油二%水揚酸油を塗布し、その軟和するをまち加里石鹼を用ひて温湯にて洗滌し、ウキルキンソン氏軟膏(前出)土肥氏釜兒膏(前出)一〇%焦性浸食子酸膏を塗擦すべし。

(五)白癬 白癬の處置として最も有效なるは硫黄を含有する軟膏にして、殊に土肥氏釜兒膏なり。

頭部白癬には釜兒膏を指頭にて薄く叮嚀に患部に擦入す。塗り換への都度患部を「エーテル」「アルコール」「ベンチン」または「ナフトール」加里石鹼精(加里石鹼精五〇・〇「ナフトール」二・五)にて洗拭すべし。

(六)頑癬 頑癬の處置として有效なるは土肥氏釜兒膏(前出)なり。またウキルキンソン氏軟膏(前出)有效なり。

### 一七、結膜疾患の處置

結膜疾患には急性結膜炎、瀰泡性結膜炎、「トラホーム」等多く、學校に於て此等の處置をなすこと決して尠なからず。いづれの場合に對してもその行ふ處置は洗眼、點眼及び眼繻帯の程度にして、「トラホーム」顆粒の搔破の如きは、學校にて行はること極めて尠なかるべし。

(一)眼瞼翻轉法 上眼瞼を翻轉するにはまづ患者に下方をみせしめ、拇指と示指にて上眼瞼の瞼縁に近き部を横に摘む。この際拇指は眼瞼縁の部に、示指は上眼瞼の中央部にあり。次でこれを下方にひきつゝ、前上方に摘み上げれば上眼瞼翻轉す。なほ眼瞼縁を拇指と示指にて摘み上げ、眼瞼中央部を點眼用硝子棒または鉛筆等にて軽く壓し、上眼瞼を前上方に指上げれば一層容易なることあり。下眼瞼を翻轉するには指を下眼瞼にあて下方にひき上方を凝視せしむ。



(二) 洗眼法 患兒を椅子に座せしめ洗眼受水器を鼻下にあて、なるべく皮膚に接してこれを把持せしむ。次で術者は右手に洗眼瓶を持ち、眼部に放水しつゝ左手にて眼瞼縁、睫毛、内眥部等に附着せる分泌物または汚物を軽く拂拭し、眼裂を開きて洗滌するか、上眼瞼、並に下眼瞼を翻轉して洗滌す。洗眼には普通生理的食鹽水または硼酸水(一—二%)を用ふ。洗眼後脱脂綿を以て眼瞼縁を拭ひ、暫時安静を保たしむ。

(三) 點眼法 患者をして頭をや、後方に傾けしめ、左拇指と示指にて開眼し、眼球を上に向かしめ、左手にて脱脂綿を持ち、これを下眼瞼にあて、右手に點眼罐の「ビベット」を持ち、下眼瞼膜面の外眥に近き部に點眼す。點眼終ればその綿を以て閉眼せる眼裂を拭去すべし。普通用ひらるゝ點眼薬は、「コカイン、アドレナリン」液(「アドレナリン」加二—五%コカイン水)、皓礬水(〇・二—〇・五%溶液にして、「アドレナリン」を添加すれば一層可なり)、硝酸銀液(〇・三—二・〇%溶液)、「プロタルゴール」(三—五%溶液)、硫酸銅(〇・二%溶液)等なり。

急性結膜炎の場合は「コカイン、アドレナリン」液及び皓礬水等用ひられ、時に硝酸銀液を併用せらる。濾泡性結膜炎、「トラホーム」にありては、多く硝酸銀液「プロタルゴール」液、硫酸銅液等用ひらる、硝酸銀使用後は一%食鹽水を以て洗滌中和すべし。これらの處置は決して完全なるものに

あらずして、寧ろ醫治の補助的效果をあぐるに過ぎず。

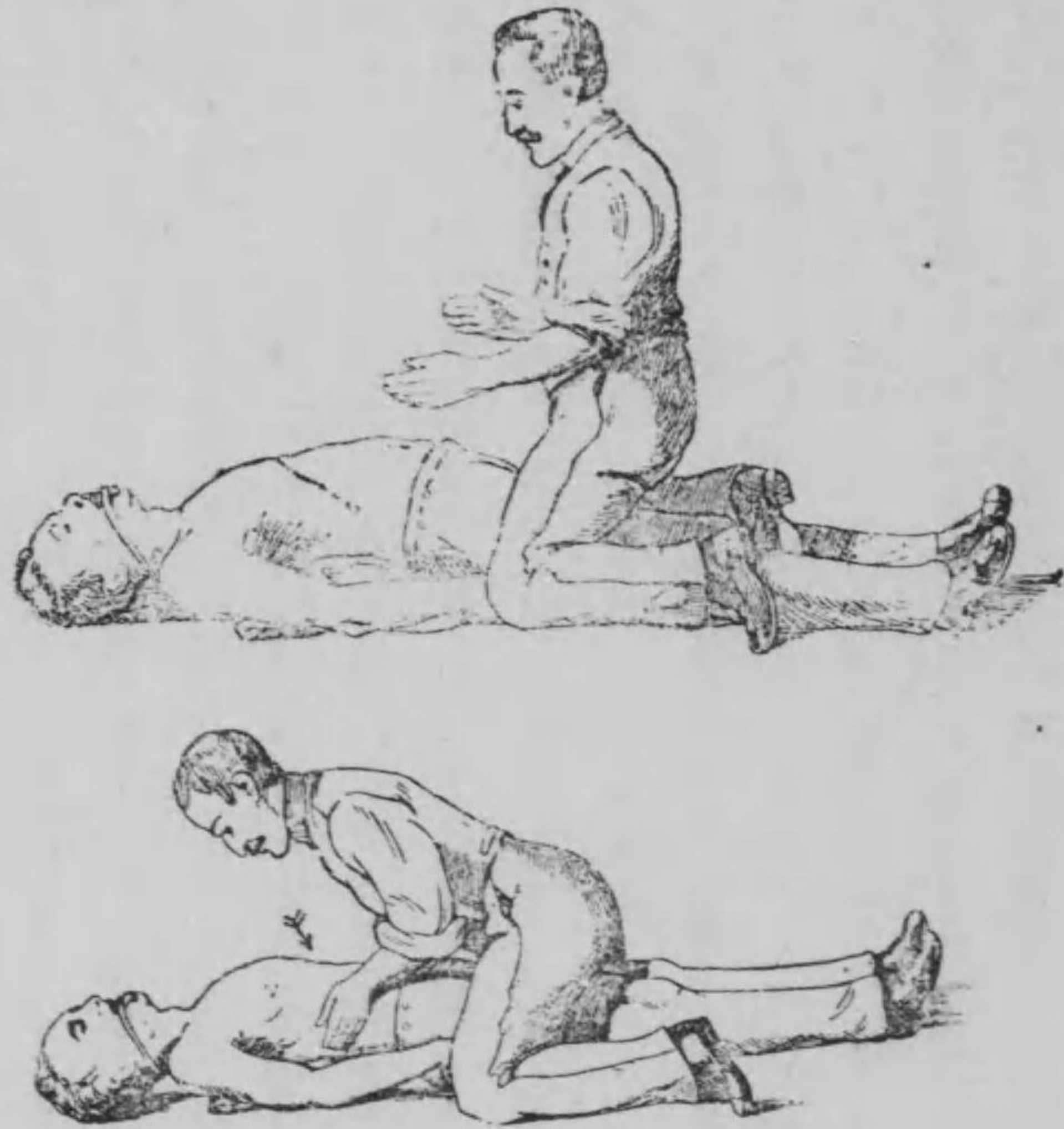
(四) 眼帯縛法 眼瞼、結膜、眼球等の手術、外傷または眼球内の疾患に對して、細菌の傳染を保護するため、或は眼の安静、保温、遮光、上皮再生の促進等のために縛帯を施すことあり。眼帯縛として用ひらるゝは假縛帯、「ガーゼ」帯、絆創膏帯、偏眼卷軸帶、兩眼卷軸帶、金網帶、保護眼帯等なり。最も簡易なるは假縛帯にして假縛帯を行ふには眼瞼を閉鎖し、その上に「リント」を置き、なほ上に綿球を置き、その上より假縛帯を置き、絲を兩耳に掛く。また眼内に腫脹、充血等ある時は、硼酸水に浸せる細片「ガーゼ」をおき油紙、綿球をおきて假縛帯を施す。また單に遮光の目的には「ガーゼ」を四枚位に折り重ねたる上に假縛帯を施す。普通假縛帯として用ひらるゝは縦二寸、横二寸五分の長方形の木綿を二枚に疊み、周圍を縫ひ、上下縁に沿ひ耳にかくる絲を通したるものなり。

#### 一八、假死の處置

假死は著しき腦貧血、腦充血、震盪盪等に因する卒倒、溺水、電撃、窒息等により起ること多きものにして、呼吸停止を來し、一見死せる如きもなほ心臟は微弱ながら搏動を續けつゝある状態をいふものなり。意識は喪失し體温下降し、極めて重篤なる状態にして、放置すれば眞死に陥るもの

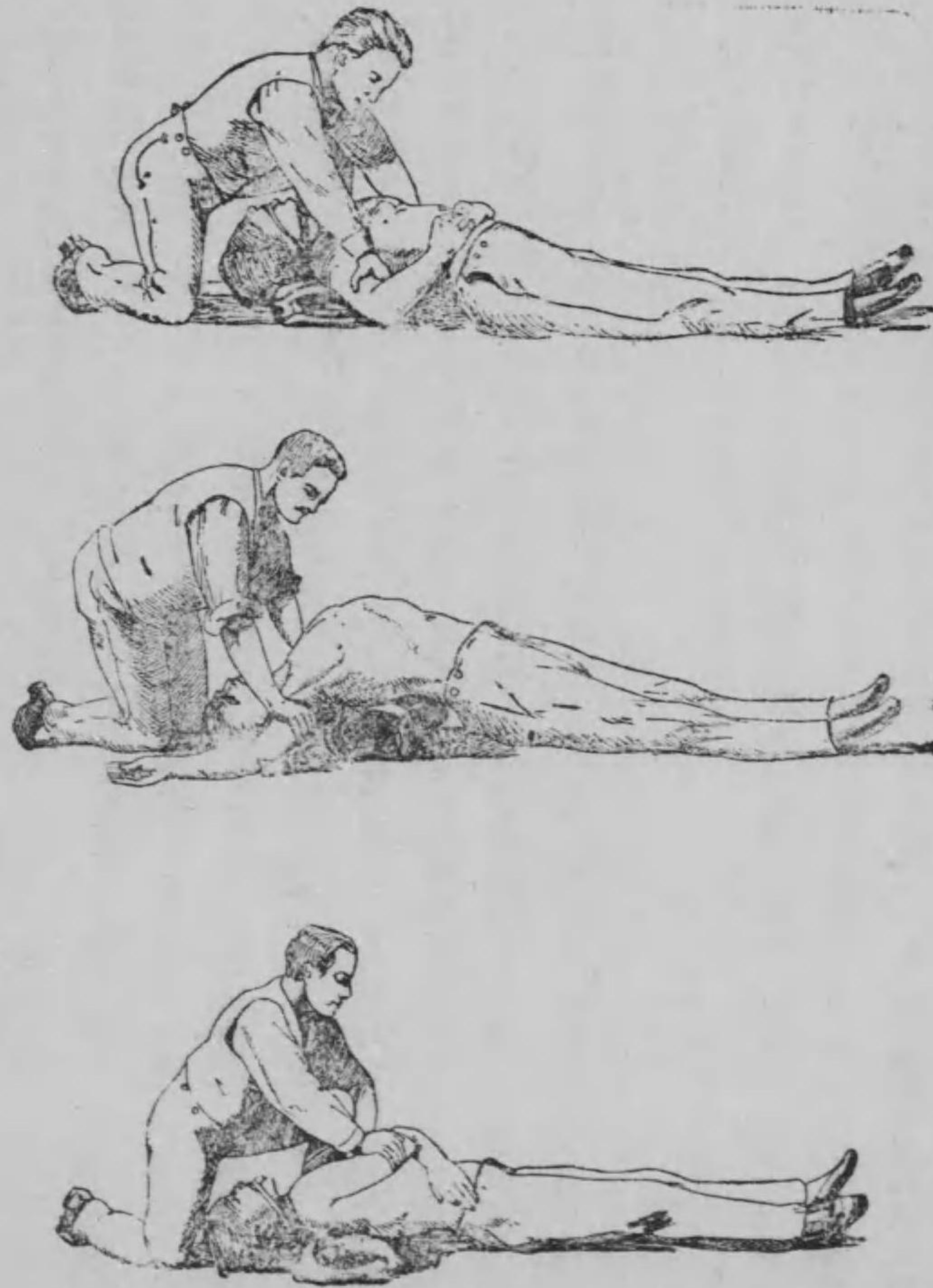


第四十圖



なり。この際取るべき唯一の方法は人工呼吸法なり。然れども溺水の場合に於ては、豫め吐水せしめ、電線に觸れたる電撃の場合に於ては電導を絶ちてのち行はざる可らず。吐水の方法多しと雖も、普通用ひらるゝは溺水者を術者の膝の上に胃部をのせて腹臥せしむるか、或は丸太を重ねたる衣類の上に胃部を押し腹臥せしむるも可なり。電撃者が電線に接觸せる場合は、直ちにこれに接することなく、

第三十九圖





「ゴム」または木綿の手袋をはめ木綿またはその他の棒切を持つて電線を取除けざる可らず。

人工呼吸法の種類また勢なからずと雖も、普通用ひらるゝは左の二法なり。人工呼吸法は必要によりては數時間これを繼續せざるべからざるものにして、決して短時間の實施により效果あらはれざるの故を以て中止すべきものにあらず。

(一)シルヴェスター氏法 本法は假死者の胸廓及び上肢に損傷なき時に行ふものなり。假死者は背位をとらしめ、被服をおり疊みて肩部の下におき、術者は假死者の頭部に膝座し、兩手を以て肘關節に近く上膊を掴み、力強く上方に舉上し、この状態を約二秒間持續す。この手技により胸廓は擴張し、空氣は肺臓中に入る。次で上肢を同様の方法にて下げ、胸廓を強く壓す。而してこの状態を二秒間持續す。この手技により空氣は肺臓より呼出せらる。このごとき手技は一分間に八回乃至十回繰返すを程度とし、假死者が自ら呼吸運動を行ふに至るまで持續するを要す。患者自ら呼吸するに至らば、卒然顔面皮膚の色調に變化を來すを普通とす(第三十九圖)。

(二)ハウワード氏法 本法を行ふ場合は胸廓に損傷なき時に限らる。假死者を背位に安臥せしめ、背部には被服を折り疊みたるものを置き、上肢は體の兩側に位せしむるか、頭部に交叉しておかしむ。この際助手をして假死者の頭端に座せしめ、舌を手巾を以て摘み口外に索引せしめおくを要す。

術者は假死者の上腿を兩膝間に挟み、兩手、掌面を胸壁の下部におき、胸廓を上後方に壓縮す。然る時は空氣は胸腔より壓出せらる。これより約二秒後手壓を去れば胸廓は擴張するを以て空氣は再び肺臓に入り來る。この運動を一分間十四回乃至十五回行ふを度とす(第四十圖)。

### 一九、其の他の處置

以上の外、繙帶法其の他記述すべきこと尠なからずと雖も、却つて煩雜に亘るを以て茲には省略せり。

### 二〇、學校診療所

學校診療所とは市町村又は公益團體の事業として、學校の構内或はその他適當の場所に學童の疾病を治療する目的を以つて設置せらるゝ診療所なり。主として通學し來れる程度の輕易なる疾病を診療するものにして、學校と連絡を保ち、學課を多く妨げずして診療をうけしめ得るものなり。身體検査の結果發見せられたる疾病異常の處置には缺くべからざるものにして、歐米にては相當に普及せることなるも、我國にては未だ多く行はるゝに至らず。最近東京麴町區にては學校齒科診療所を設けたり。



## 第七章 心身薄弱者の看護 (附、學校給食)

通學し來れる學校兒童の中には、既に前章に於て述べたる如き精神薄弱者または身體薄弱者決して稀なりとせず。元來此等の兒童は普通の學校に在學せしめず、特殊の養護的學校に收容するを最も適當なりとすれども、實際に於てはこの理想を實現すること容易ならずして、精神薄弱者も身體薄弱者も普通の學校に在學せり。

### 第一 精神薄弱者の看護

精神薄弱者を普通の學校に於て取扱ふには、特別に學級を編制するを可とす。即ち促進學級或は補助學級と稱せらるゝはこれなり。前者と後者との區別は、これを確言し難きも、概して精神薄弱の程度低き者を收容するを促進學級と名づけ、その程度高き者を收容する學級を補助學級と區別して可なるべし。これら特別學級に收容せらるゝ兒童は、精神能力不十分なるは勿論、身體的缺陷を有すること尠なからざるため、その生活方法非衛生に陥りやすく、また疾病を發すること多きを以

て、普通の兒童よりは一層その看護に努力せざる可からざるなり。殊に當該學級擔任の教師と充分聯絡を保ち、教授と看護とが相伴ふやう考慮せざるべからず。

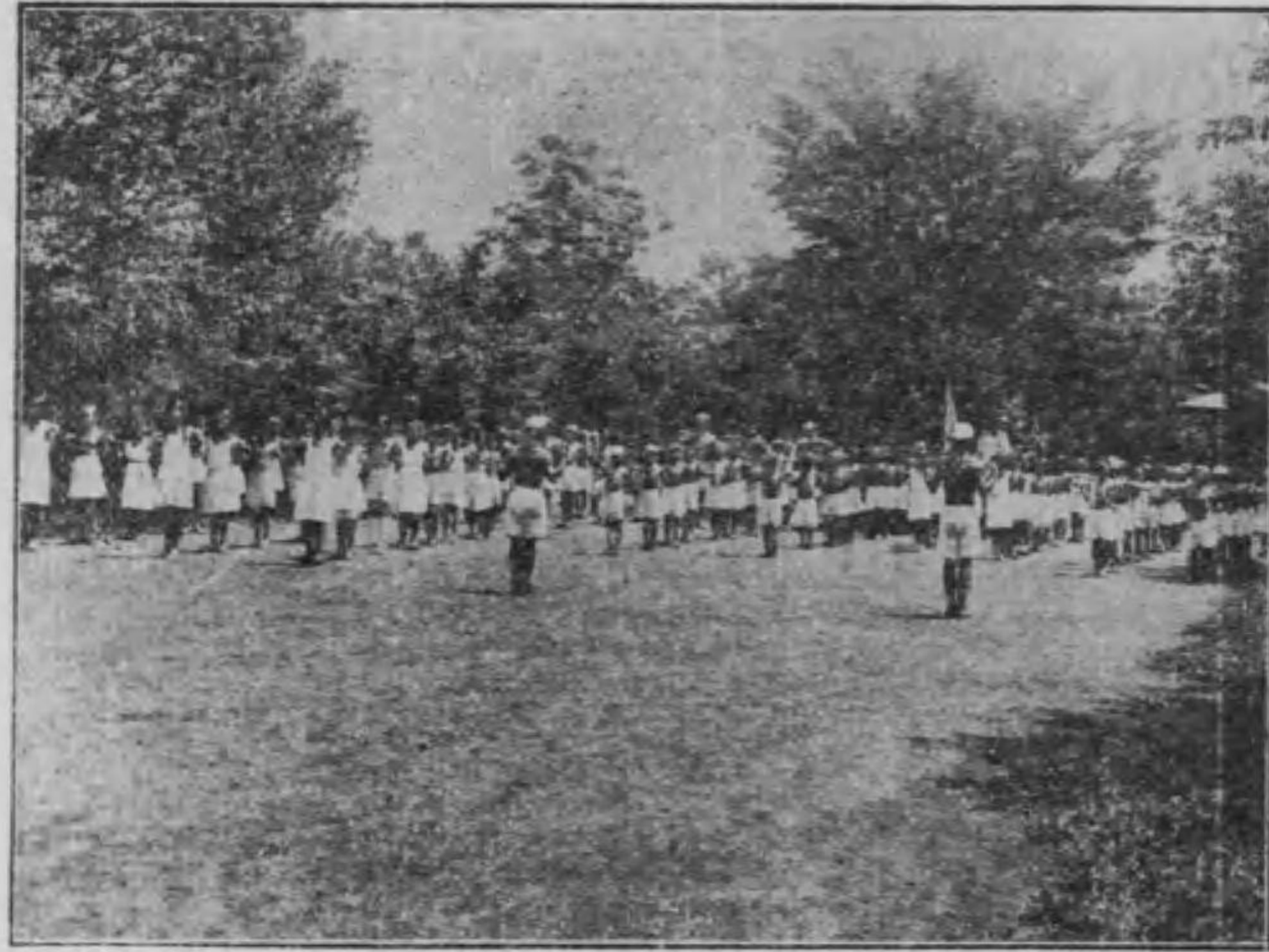
學校に於て低能兒と稱せらるゝものには、眞の精神薄弱者の外身體的異常に因しておこれる精神機能障害を有するものまた決して尠ならず、栄養不良、貧血症、異常體質、鼻疾、腺様増殖症、聽力障害、視力障害を有する者は屢々低能兒として取扱はれ居れり。故に低能兒または成績不良兒童と認められたる者につき、その身體的缺陷の有無を注意するとは、學校看護上極めて必要なり。

### 第二 身體薄弱者の看護

#### 一、日常の看護

身體薄弱者は、種々の原因即ち先天性虛弱體質、疾病、非衛生なる生活狀態等によりおこり、體力薄弱にして健康者と伍して活動すること能はざるのみならず、多くは氣力も乏しくして普通者に伍して教授を受くるに適せざるを以て、特別の學校即ち林間學校(戶外學校、海濱學校)に收容し、身體的養護をなしつつ、教授を施す必要あるものなれども、普通の學校に通學し來れる場合に於ては、日常その健康狀態に注意し、且つ學業または運動による身心の過勞を豫防する等、絶えず衛生的看





元 氣 な 一 斉 體 操



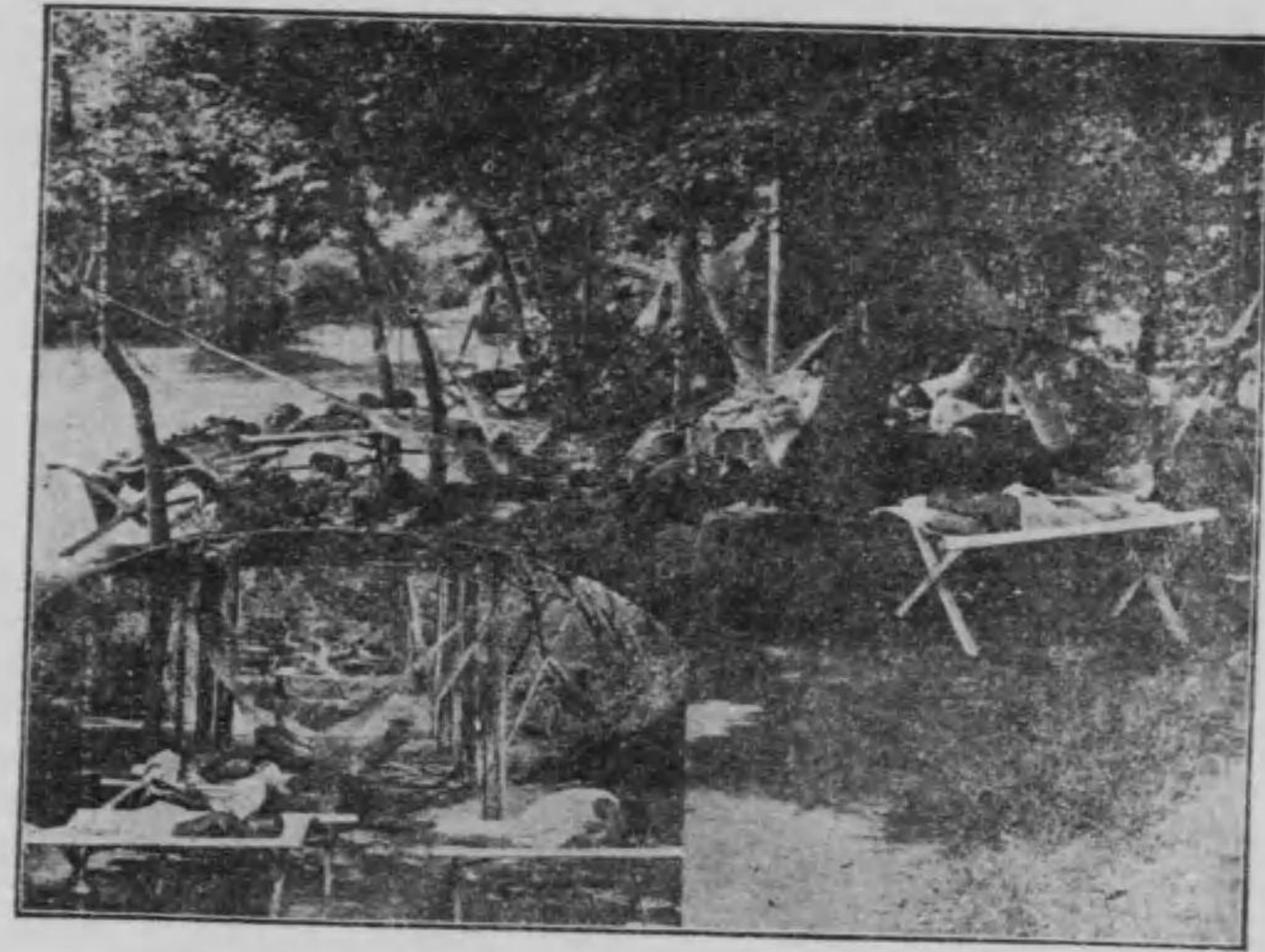
健 康 診 斷

護を拂はざるべからざるなり。これがためには前章に於て述べたる要監察兒童中にこれを加へ、健康状態を継続的に監察し、疾病異常を起せる疑ある時は直ちに家庭に勸告して療養を行はしめざるべからず。また學業運動等による疲勞の恢復を計るためには、休憩時間等に於て適宜衛生室に招きて休養をとりしむる要あり。なほ出來得べくんば、虛弱兒童に對しては授業時間の一部を割きてこれを休養時間となすが如きは望まじきことなり。進んで牛乳または少量の「パン」「ビスケット」等輕き栄養品を與ふるを得ば充分に休養の目的を達し、虛弱兒童の健康を保全する上に於て良效果あるべし。

### 二、休暇聚落

虛弱兒童に對する特別の施設として近時各地に於て行はるゝは休暇聚落なり。休暇聚落とは夏期或は地方によりては冬季の休暇を利用して林間、海邊、高原或は温泉地にある學校または他の適當なる場所に於て虛弱なる兒童に對し衛生的生活を行はしむるものにして、その效果極めて著しく、これによりて平時に於ける身心の過勞を恢復し、身體發育を増進し、一般健康状態を増進し得るのみならず、休暇中に陥り易き不規律にして非衛生的生活を避け、進んで衛生的生活訓練を施し得るものなり。





午睡の夢まどか



同食に舌つせみ

(一) 休暇聚落の目的 休暇聚落の目的は既に述べたる如く、虚弱兒童の健康を恢復し、且つその増進を計り、發育並に體力を旺盛ならしむると同時に、衛生的生活訓練を施すにあるものとす。なほ兒童に對し地理、理科、歴史等の直觀教授をなし、兒童をして共同生活になれしめ、種々徳育上の効果を修め得ると共に、天真爛漫なる兒童の本領を發揮せしめ得る教育上の効果甚大なりとす。

(二) 休暇聚落の種類 休暇聚落には一定期間家庭を離れて聚落の場所にて寢食をなすもの即ち全聚落と、家庭より聚落の場所に通ふ半聚落との區別あり。聚落の目的より考ふれば、後者は遙かに前者に及ばずと雖も、土地の状況によりて、全聚落を行ひがたき場合は、半聚落となさざるべからず。半聚落に於ても往復の疲労を顧慮し、適度に行へば全聚落に劣らざる効果を收め得べし。

休暇聚落はその行ふ場所により、林間、海邊、水邊、高原、温泉、遍歴聚落等に區別せらる。これらは、その場所の衛生的條件の異なるに従ひて各々その特徴を異にす。これを概括すれば左に掲ぐるが如し。

1、林間聚落 松杉等の針葉樹林にて行はるゝこと多く、清新涼冷なる林間の空氣及び清閑なる環境はその衛生的特徴なり。

2、海邊聚落 海岸地にて行はるゝものにして、海氣浴並に海水浴を主とし、水泳または漕艇等



の練習等は副條件に過ぎず。海邊の日光、空氣、氣候、海水の皮膚作用、渺々たる視界等はその衛生的特徴なり。

3、水邊聚落 河邊または湖邊等にて行はるゝものにして、水邊の空氣、河湖水の靜閑なる環境はその衛生的特徴なり。

4、高原聚落 高原地に於て行ふものにして、高原地の特有なる氣候及び日光の作用はその衛生的特徴なり。

5、溫泉聚落 溫泉地に於て行ふものにして、溫泉地の氣候、入浴等をその衛生的特徴とす。

6、遍歴聚落 一箇所に止まらず、諸所を遍歴するものにして、一緒の旅行と見做すべきものなり。故に虛弟兒童に對しては賞用すべきものにあらずして、強壯兒童が鍛練の目的を以て行ふに適す。

以掲げたるものの外、夏季休暇に於て水泳、漕艇等を行ひ、冬季休暇に於て「スキー」「スケート」等を行ふ如きは、休暇の體育的施設として廣く行はれ、強壯者の心身の鍛練上效果大なるは言を俟たざれども、虛弱者の養護としては適せざるものといふべし。

(三)聚落の場所及び設備 聚落を開設する場所につきては空氣、日光、水溫、潮流有害動物(昆

蟲類、毒蛇等)、地方病及び傳染病等につき、豫め調査し、また開設中その注意を怠るべからず。また設備としては居室(自修室、寢室、携帶品置場)、洗面所(手洗場)、食堂及び炊事場、湯呑場、運動場、運動用具、戶外學習所、休養所(戶外及び戶外の午睡場を設け寢臺を設く)、浴場(槽浴、撒水浴、砂浴等)、衛生室(身體検査用具、傷病處置用具等)便所等を設けざるべからず。

(四)收容兒童の選擇 身體虛弱兒童として聚落に收容すべきものは、豫め學校醫の診査を経るか、或は便宜學校看護婦または學校教員に於て選定せざるべからず。この選定には検査時のみならず平素の健康状態を顧慮するの要あるは勿論にして、概略左に相當するものとす。

- 1、體格薄弱なるもの(筋骨薄弱、扁平胸、麻痺胸、漏斗胸等を含む)
- 2、發育不良なるもの
- 3、榮養不良または貧血のもの
- 4、異常體質及び腺病
- 5、呼吸器、消化器、粘膜の疾患に罹り易きもの
- 6、皮膚の抵抗力弱きもの
- 7、病後衰弱せるもの
- 8、其他の身體虛弱なるもの

なほ收容を見合すべきものゝ中特に注意すべきは、慢性及び急性の傳染性疾患を有するもの、急性傳染病原體保有者、脚氣、心臟病、腎臟病、癩痢等を有するもの、その他身體著しく虛弱にし



て共同生活に適せざるもの等なり。

(五) 聚落に於ける日課 日課は聚落の種類により一様ならざるは勿論なり。いづれ海邊全聚落の日課の一例を示せば左の如し。

午	六時	起	床
	至七時	整頓。吸 整面。深呼	容。洗面。
	七時	朝	食
前	至九時	自	修
	至十一時	海氣浴(又は海 水浴) 海邊運動	
	十一時半	晝	食
午	至二時	静休養(午睡) 次で自由遊戯	
	至四時	海水浴及間食	
	至六時	入浴及自由 休	養
	六時	夕	食
後	至八時	自由遊戯。談話會 自會等集會學藝會	
	八時	就	眠

備考 一、身體検査は多く午前中に行ふ

二、日課を適宜變更して衛生訓練、遠足等を行ふ

なほ日課の實行に際して特に注意すべき衛生上の注意事項を掲ぐれば左の如し。  
1、新鮮なる空氣に接觸せしむること

- 2、適度に日光浴をなさしむること
- 3、適度の運動をなさしむること  
遊戯、體操(矯正體操)、競技、海水浴、登山、平地徒歩等、運動は過度になり易きを以て特に注意すること
- 4、適度の休養をなさしむること  
自由休養 午睡(室内、林間、綠蔭等)
- 5、榮養は充分なるべきこと  
定食間食共に食物の質量兒童の嗜好消化吸収の難易に注意すること  
なほ榮養研究所川上技師及び高鍋千代氏が東京市内小學校並にフランス寄贈病院(關東大震災救護の爲め)の收容兒童殊に虛弱兒童に對し標準食量として研究したる結果をあぐれば第三十六表に示すが如し
- 6、適度の學習なさしむること  
室内又は戶外に於て學科の複習、日記、通信、
- 7、精神的慰安を充分すること







17、兒童の監察又は身體検査の結果左の如きものは日課を輕減し又は免除する要あり

イ、元氣漸次衰へ開始後四―五日を経ても恢復せざるもの

ロ、食慾減退、睡眠障害の持續するもの

ハ、體重漸次減退し開始後五―七日を経るも恢復の傾向なきもの

ニ、共同生活に順應し得ざるもの

ホ、疾病に罹りたるもの

18、應急處置を行ふこと

(六) 休暇聚落の効果 休暇聚落の効果は著しきものにして、身體の發育を助長し、榮養状態を良好にし、疾病に對する抵抗力を増し、且つ氣力並に體力を増進するものなり。本邦各地に於て行はれたる調査の結果により、休暇聚落に参加したる兒童と、家庭に於て衛生的顧慮を蒙らざりし兒童を、休暇後に於て比較する時は、その間に著しき差異あるものとせらる。

三、身體虛弱者の養護上注意すべき事項

身體虛弱者の監督養護に關し注意すべき事項尠ならずと雖も、大正十一年學校衛生主事會議に於て、文部大臣の諮問に對し答申せる事項は、よくその要項を盡し好參考資料なるを以て左に之れ

を掲げん

身體虛弱者の監督養護に關し、學校衛生上注意すべき事項

一、一般的注意

イ、設備に關すること

1、虛弱兒童に關する記録簿の作製をなすこと

2、靜養室の設置をなすこと

3、救急用藥品及び材料の設備をなすこと

4、運動場に日蔭装置の設備をなすこと

5、季節氣象に注意すること

6、成る可く特別學級若しくは學校の設備をなすこと

7、學校看護婦を設置すること

ロ、教授訓練に關すること

1、教授の數及び量の輕減を圖ること

2、學習時の姿勢に注意すること



- 3、掃除其他作業の軽減若くは免除をなすこと
- 4、復習、豫習に注意を拂ふこと
- ハ、體育運動に關すること

- 1、毎月身體検査を行ふこと
- 2、運動量及び種類(體操、遊戯及競技)の選擇をなすこと
- 3、適度に自由運動を行はしむること
- 4、郊外運動及遠足を適度になさしむること
- 5、休息榮養に留意すること

### 二、個別的注意

- イ、教授訓練に關すること
- 1、課題及宿題の軽減をはかること
- 2、兒童の顔貌動作に注意すること
- 3、教室内の席座配置に注意すること
- ロ、體育運動に關すること

- 1、體操時の個別指導をなすこと
- 2、各自の健康状態を自覺せしむること

### 三、家庭に對する要求

- 1、榮養、睡眠、清潔、服裝等に注意すること
- 2、身體狀況を知悉すること
- 3、疾病豫防に對する注意をなすこと
- 4、家庭に於ける作業を軽減をなすこと
- 5、運動(適度に)をなさしむること
- 6、兒童の健康上に於て相談をなすこと
- 7、寄宿舎に對しては家庭に準ずること

### 四、其他

- 1、勉めて家庭訪問をなすこと
- 2、督監養護に關しては校醫の意見指導を待つこと

### 三、學校給食



學校給食とは學校兒童に對し、榮養増進の目的を以て食事殊に晝食を給與する施設なり。歐米に於ては夙に行はれ、相當に普及せり。多くは公益團體または篤志家の事業として行はるゝものにして、主に貧兒或は榮養不良兒に對し、給與せらるゝなり。我國に於ても極めて小規模の給食は地方に於て行はれ居たるも、大正十三年以降東京市社會局が榮養研究所と協力して東京市直營の十一小學校の兒童に對し行へるものは、その方法適切にして、我國に於ける學校給食事業に對し、一光明を投げたるものなり。學校給食の効果を調査せる結果によれば、給食前に比し給食後は榮養不良なるもの著しく減少せり。學校看護婦は給食時には種々の世話をなさざるべからず。

## 第八章 衛生教育

衛生教育とは専ら兒童に對して兒童の生活に必要な衛生的事項を教授し、または訓練することをいふものにして、便宜上衛生教授と衛生訓練とに區分して考ふるを可とす。また兒童のみならず、兒童の衛生に關して家庭に注意を與ふことも衛生教育の一部と考へて可なるべし。

### 一、衛生教授

衛生教授は教授時間内に學課擔任教師の授くるところにして、その課程は規程の定むるところによるものなり。現今尋常並に高等小學校に於て行はれつゝある衛生教育の要項をあぐれば左の如し。

#### 尋常小學讀本

- 三ノ二三 虫ぼし 四ノ七 タスカツタコドモ 四ノ一七 トウフ 五ノ三二うんどくわい
- 六ノ一一 私のくせ 七ノ二二 水とからだ 八ノ二一 病氣見舞文 九ノ二 身體検査
- 九ノ一二 養生 一〇ノ二〇 スキー遊び

#### 尋常小學國語讀本



- 二ノ一 ウンドウクワイ 二ノ二〇 オクスリ 三ノ二二 虫ぼし 四ノ一一 すゝはき
- 六ノ二〇 氷すべり 八ノ二五 胃とからだ 一〇ノ二 アレキサンドル大王と醫師フィリツ
- ゾ 一ノ二二 遠泳

高等小學讀本

- 一ノ二二 傳染病 二ノ二六 看護の心得 三ノ一五 バクテリア

同女子用

- 三ノ八 應急手當 三ノ一五 バクテリア

尋常小學修身書

- 一ノ七 タベモノニキヲツケヨ 二ノ九 カラダヲヂヤウブニセヨ 三ノ二一 けんかう
- 四ノ一二 身體 五ノ六 衛生(其の一) 五ノ六 衛生(其の二)

高等小學修身書

- 一ノ一三 身體

尋常小學理科教科書(第六學年)

- 五一 人體の組立 五二 食物 五三 消化 五四 血のじゅんくわん 五五 呼吸

- 五六 ねうとあせ 五七 腦せきすの神經及感覺器 五八 衛生

高等小學理科教科書(第一學年)

- 一四 かび 一五 腐敗防腐 一六 バクテリア傳染病

同 (第二學年)

- 九 骨格、筋肉 一〇 循環器 一一 消化器 二四 眼 二五 音聲 二六 耳
- 二七 腦神經

同 (第三學年)

- 一〇 人體の寄生動物 二六 體溫 二七 呼吸運動 二八 空氣と衛生 二九 血液、淋巴
- 三〇 免疫と血清療法 三一 飲料水

高等小學理科家事教科書(第一學年)

- 一 住居 四 掃除 六 疊、建具の手入 一〇 衣服 一五 寢具 一六 看病の心得
- 一七 藥用及介抱 一八 病人の衣食住 一九 應急手當

同 (第二學年)

- 一二 病人の食物 一三 飲食物 一六 飲料水 一八 嬰兒の飲食物 一九 小兒の衣類



二〇 小兒の疾病

二、衛生訓練

兒童に對し日常種々の場合に衛生上の注意をなし、且つ衛生の習慣を養成することは衛生訓練の眼目なり。これが爲めに特に施設をなしてその効果を完からしめんとすることあり。即ち衛生「デー」、體育「デー」、衛生検査、衛生講演會、衛生競技の如きはその例なり。また健康「クラブ」の如き、健康に關する團體を組織して、衛生訓練の習慣を養成することあり。

(一) 日常の衛生訓練 日常衛生訓練をなすには、學校に於て衛生訓練要目を適宜に定め、且つその實行を奨励監督するをよしとす。訓練要目は土地の狀況、生活狀態等により一律に定め難きも、大要左の要項に準じて行へば大過なからん。

- 1、覺醒後なるべく早く離床すること。
- 2、起床後窓戸を開放し、室内の空氣を新鮮にし、且つ深呼吸または輕き運動を行ふこと。
- 3、用便、洗面、齒牙の清掃、調髪、衣裝等を規則正しく行ふこと。
- 4、食時には心身を安靜にし、咀嚼を十分にすること。
- 5、學課其他の作業に従事する際は、常に姿勢、採光に留意し、作業の進行遲滞なきこと。

第三十七表 學童生活の一日の時間割

年齢	就寝時刻	離床時刻	睡眠時間	着衣洗面等	食事後	前休	遊戯及作業	學校及家庭の學習	學校に於ける時間(休憩時間を含む)
7	8時	7時	11時	1時間	3時間	5時間	2-3時間	2-2.30時間	
8	8時	7時	11時	1時間	3時間	5-6時間	3-4時間	2-3時間	
9	8時	7時	11時	1時間	3時間	5時間	4-5時間	2.30-3.30時間	
10	8-9時	7時	10-11時	1時間	3時間	3-4時間	6時間	4時間	
11	8-9時	7時	10-11時	1時間	3時間	3-4時間	6時間	4時間	
12	9時	7時	10時	1時間	3時間	3時間	7時間	4-5時間	
13	9時	7時	10時	1時間	3時間	3時間	7時間	4-5時間	
14	9.30時	7時	9.30時	1時間	3時間	2.30時間	8時間	5時間	
15	10時	7時	9時	1時間	3時間	2.30時間	8.30時間	5時間	

- 6、作業後に於ては遊戯その他の運動を行ひ、心身の疲勞を恢復し、且つ全身の血行を旺盛にし、健康の保持増進を計ること。
  - 7、手足、顔面等の保清を常に怠らざること。
  - 8、間食を與ふる場合は、時を定め、食物を選ぶこと。
  - 9、就寝前は少時心身を安靜にし、一定の時間に就床すること。
  - 10、尠なくとも一週二乃至三回入浴すること。
- 兒童一日の生活に對しアクセル、キイ氏は第三十七表の如き案を提出せり。
- (二) 季節の衛生 季節の變化により衛生上注意すべき事項尠ならず、飲食物及び疾病の豫防はその主なるものなり。而して兒童に對して



衛生教育を施すと共に、家庭に對し衛生上の注意を促すこと必要なり。これに關し大阪市瀧川小學校に於て岩田校醫案により實行せるものは好參考資料なるを以て、これを左に掲げん。

夏の衛生

○兒童へ

- 1、夏は、冬よりも食物、飲料に用心しなければなりません。コレラ、赤痢、疫痢、チブスなどは、食物、飲料に用心しないから發るのであります。
- 2、蠅は、病毒を運搬します。蠅のたかつたものは、食べてはなりません。食物と飲料とへは蓋をしておきなさい。
- 3、頭を炎天に曝すといけません。日中に戶外へ出るときは帽子を被りなさい。
- 4、腹が冷ると病氣になります。腹巻は夜も脱さないやうにしなさい。きつくしてはいけません。
- 5、放縱に水泳してはなりません。監督者のない水泳は危険であります。

○家庭へ

- 1、夏は、兒童を頑丈にするのに、最も好い時であり又衛生上最も注意すべき時であります。

- 2、感冒に罹り易き兒童や、咽喉の腫る癍のあつて弱き兒童は、夏の間、日光浴をさせたり、潮風にあてたり、海水浴をさせたり、山林で遊ばせたり、冷水摩擦をさせたり、深呼吸をさせたりなどして、皮膚や粘膜を丈夫にするがよろしい。然し夏は、身體が緩み勝ちなので、過度の運動は却て疲勞を増す原因になります。睡眠も充分にさせなければなりません。(七歳乃至九歳は凡そ十一時間、十歳乃至十三歳は凡そ十時間)又胃腸も弱くなりますので、食物飲料に注意することを忘れないやうにしてください。
- 3、夏は、兒童が裸體にならるゝ機会が多いので、姿勢の良否が能く分ります。脊柱が屈つたり肩に上り下りがあつたりして、姿勢の良くない癍のある兒童には、それを直さすやうに注意してください。
- 4、夏の被服は、腹さへ冷さないやうにすれば、薄く手輕にして、兒童の自由に運動が出来る日々洗濯に堪へる品がよろしい。
- 5、眼病は、春の末から夏にかけて悪くなりますので、眼に病のある兒童には、治療を怠らないやうにしてください。

冬の衛生



○兒童へ

- 1、寒さに小縮ると弱くなります、寒くとも元氣よく運動すると強くなります。
- 2、食物のすゝむにまかせて食過てはなりません。胃腸の病は食過からも起ります。
- 3、身體に傷を受けないやうに用心しなければなりません。病は傷口からも這入ります。輝、  
肌、凍傷なども、手當を忘れてはなりません。
- 4、風の烈く吹く場所で長く遊ぶといけません。咽のわるい人、眼のわるい人、咳の出る人、  
熱のある人などは、寒風にあたらぬやうにしなければなりません。
- 5、隙風にあたると感冒を引きまします。

○家庭へ

- 1、冬は、兒童の精神と筋肉とを鍛鍊さすのに好い時なので、病氣でない限りは、なるべく戸  
外で遊ばすがよろしい。
- 2、衣服を重ねるよりも、食を撰ぶがよろしい。
- 3、身體を勉るよりも、精神を勉るがよろしい。
- 4、夜更すよりも、朝起がよろしい。

5、炬達よりも、居室に注意するがよろしい。

6、熱ありて呼吸せわしく顔色あしきは肺炎に近く、咳聲異様に咽喘り不機嫌なのはデフテリ  
ヤに近く、咳頻りに出で内へ引くのは百日咳に近し。

7、兒童の強い弱いは、冬に一番よく分ります。丈夫な兒童は、寒空にも元氣よく跳廻つて遊  
びます。弱い兒童は、寒さに負て部屋の内へ蹲まり勝なものであります。家庭は常にこれ  
に注意して、兒童の御監督を願ひます。

(三)豫防衛生 疾病の豫防は日常衛生並に季節の衛生として常に注意すべきことなり。こゝには  
我國の國民病といはる「トラホーム」及び結核につき述ぶるに止めん。

(イ)「トラホーム」「トラホーム」の豫防教育は、眼分泌物及びその汚染による病毒の傳播を妨ぐ  
ことを眼目とすべきものにして、左に大阪市瀧川小學校に於ける岩田校醫の案を掲げて參考に資せ  
ん

「トラホーム」の注意

「トラホーム」に罹ると、眼が赤くなり眼脂が出て眼が痒くなります、「こすりめ」といふのが「ト  
ラホーム」のことなので、早く療さないと盲になる人もあります。



「トラホーム」の病毒は、患者の眼脂に含まれてあるので、患者はこれを健者につけないやうに、健者はまた、これに汚されないやうに、互に注意しなければなりません。

患者の心得

- 一、手巾、洗面器などは、これを別にすること。
- 一、眼脂の附いた布片や器具は、これを消毒すること。
- 一、指の爪は短く剪り、手指を能く洗ひ清潔にすること。
- 一、病毒を消毒するには、布片や器具はこれを煮るか、または煮沸にて能く洗ふこと。

一般の心得

- 一、家の内は常に掃除して日光を入れ風通を良くすること。
- 一、身體殊に顔や手指を清潔にし、爪垢を附けないやうにすること。
- 一、手指を能く洗ふた後に顔を洗ひ、臉を拭ふた後に眼を開けるやうにすること。
- 一、入浴の時は、浴槽の中の湯では、眼を洗はないやうにすること。
- 一、眼は清潔な布片にて拭ひ、直接に手指を觸れないやうにすること。
- 一、手拭は各自これを別にし、貸借をせぬこと。

- 一、常に眼に用心し、乳母、子守、女中などの傭入には「トラホーム」の有無に注意すること。
- 一、衣類、蒲團、枕などは、時々これを日光に曝し、敷布は度々洗濯すること。

(ロ)結核 結核の豫防教育は身體の抵抗力を増進すること、生活を衛生的にすること、患者及びその家族に於て特に注意を要することを要點とす。

- 1、身體の抵抗力を強くするには心身の過勞を妨ぎ、胃腸を強健にし、適度の運動を行ひて血液の循環をよくせねばならぬ。
- 2、生活を衛生的にするには居所衣服を清潔にし、清新なる日光、空氣に浴し、生活用品、殊に食器、「ハンケチ」、手拭、作業用具等を清潔にせねばならぬ、古本古着その他他人のものを借用することを慎まねばならぬ。
- 3、患者の家族の心得としては、
  - i、患者の室と家族の居間とはこれを別にし、身體の弱い人や小兒はなるべく患者の側に近寄つてはならぬ。
  - ii、食器、茶碗、手拭、夜具等は患者用のものと家族用のものを嚴重に區別し、且つその取扱ひも別にすること。患者の用ひた物は出來るだけ適當な消毒をせねばならぬ。







により各地に行はる、體育思想、普及の施設なり。その日数は一日なることあり或は數日連續することあり。一週間繼續する場合には體育週間若くは衛生週間と名づけらる。その日學校に於ては特に日常の衛生訓練を嚴密にし、學校教員、學校管理者、學校醫等の衛生講話を行ひ、兒童の衛生に關する學習的作品の陳列をなし、或は運動會、遠足等を試み、兒童並に家庭に對し體育に關する思想を充分に涵養するを要す。なほ學校外に於ても、その日は宣傳ビラの配布、ポスターの掲示、活動寫眞等を催すを適當とす。要するに學校も社會も協力して、この舉に従事することを希んで止まらず。

大正十三年十一月三日我國に於て第一回全國體育デー行はれたり。こは毎年繰返さるゝ催しにして、體育思想の普及上極めて重要な意義を有するを以て、學校衛生關係者は互に協力してその舉を將來益々意義深からしむるを要す。全國體育デー施行參考案として、全國聯合學校衛生會に於て決議し、文部省の了解を経たる實施要項左の如し。

全國體育デー要項

- 一、體育の普及發達を圖る爲め體育デーを設く
- 二、體育デーは十一月三日全國一齊に之を行ふものとす。土地の狀況に依り各地方に於ては二乃至三日間連續之を行ふことあるべし

至三日間連續之を行ふことあるべし

- 三、全國體育デーは學校、學校衛生會、教育會其他教育に關係ある團體に於て主催するを便とすべし

- 四、實施に際しては豫め左の準備を行ふ
  - イ、生徒兒童及家庭に對し體育デーの趣旨を周知せしむること
  - ロ、體育デーの行事日程を作製すること
- 五、實施事項は大要左の項目にして學校内外に亘り適宜之を行ふものとす
  - イ、學校長、學校醫其他體育に關する講話
  - ロ、體育に關する調査研究の發表
  - ハ、校舎、校具、運動場等の清潔に關すること
  - ニ、體育運動に關すること
  - ホ、活動寫眞、ポスター、展覽會に依る宣傳
  - ヘ、體育に關する保護者會
  - ト、兒童の衛生訓練並に衛生検査



子、體育デーの趣旨宣傳の爲め當日花又はマーク等社會の注目を惹くべき物を公衆に配布すること

リ、其の他體育に關すること

(六)少年赤十字 少年赤十字は國際赤十字聯盟の協議に基き、各國に於て組織せらるゝ少年の團體にして、その目的は第一健康の保全及び増進、第二、國民たることの理解及び體得、第三、人道の尊重、即ち赤十字博愛精神の養成なり。したがつて衛生教育の立場より見れば一の少年保健團體といふべきなり。現在本邦各處に於てその組織をみる。事業は概して衛生教育及び健康増進法の實行及び徳性の涵養にあり。衛生教育の参考資料として、日本赤十字社は個人衛生なる小冊子を編纂せり。該小冊子は目下身體清潔法、運動と呼吸とに關する注意、食物に關する注意、飲料に關する注意の數編あり。

・(七)健康「クラブ」 健康「クラブ」は少年赤十字の事業として、または學校に於ける衛生訓練の施設として興味あるものなり。

各教室毎に健康「クラブ」を組織し、クラブ長と書記を選び、月々の健康保全及び増進に必要な題目につき、各季節、各月において必要な少數の事項を決議し、これが實行の際は豫め擔任教師

の指導を受くること、場合によりては學校醫、學校看護婦の補助を受くる必要あり。かくて決議事項の實行に入るに際しては、クラブ員は各自に健康簿を作製し、決議事項を記入せしめ、各事項毎に創作畫を添へ、または切抜畫を貼付して印象を深からしむ。而して決議事項の實行に入りたる後は、如何なる程度にて實行しつゝあるかを常に注意するため、クラブ長は書記を從へて定日に検査す。

月末にはクラブ會を開き、クラブ長は決議事項の狀況を報告し、または討論をなす。而して既に常習となれる事項に對しては、各自健康簿の相當の部に△を附さしめ、實行の出來ざる事項に對して、健康簿にその事項に關する童謠、ボンチ畫等を記さしめて注意を一層深からしむ。かくの如くして、大體クラブ員の常習となるに至らば、更に新たなる事項に入る。而して生徒は逐次健康上の良習を得るに至る。なほクラブに於て審査委員を選擧し、健康簿の審査を行はしめ、その優秀と認めたるもの、陳列會を開き、また保護者會、母の會等に供覽し、或は家庭に送りて廻覽に供する時は、その効果を更に擴大せしむることを得べし。

(七)其他の施設 衛生訓練並に衛生思想の普及に關しては種々の施設あり。運動競技會、衛生學藝會、衛生懇話會、衛生活動寫眞會等これなり。衛生活動寫眞のフィルムは極めて多きも、先年内



務省より地方に通報せるものに左の如きものあり。

名稱	内容	尺数	所有者
生命の創作	結核豫防 (和製)	三、七〇三 尺	東京市赤坂區田町一ノ一五 日本フィルム協會教育映畫部
呪はしき生存	花柳病豫防 (同)	三、三二〇	同
蚊に刺されぬ御用心	マラリア豫防 (米國製)	五五一	東京市京橋區銀座二ノ一五 岡本洋行
心臓と血液	人體の循環系統に關する知識 (中等學校の教材として特に適當)	二八〇	同
耳の構造	人體の聽覺に關する生理的知識 (中等學校の教材として特に適當)	三二一	同
眼の構造	人體の視覺に關する生理的知識 (中等學校の教材として特に適當)	三四六	同
托兒船	米國に於ける育兒施設 (同)	二六五	同
赤坊と田舎赤坊の日課等	育兒に關する知識 (同)	七三四	同
體操練習	ボートの秩序的練習法 (同)	三二二	同

登山と健康	登山の實況	尺数	所有者
男女學生の競技	男學生及女學生の運動競技の狀況 (同)	五〇〇	同
吾人の音聲	發音發聲に關する知識 (中等學校の教材として特に適當)	五九〇	同
X光線にて齒の検査	齒牙の検査狀況に因める漫畫 (同)	六五九	同

なほ衛生思想普及に關する小冊子の配布は、我國に於ても近時相當に行はるゝに至り、内務省が發行せる小冊子に冬と子供、夏と子供、近視の豫防、「マラリア」の豫防、國民と結核、齒と健康、寄生蟲、醫師來る迄、お産の前後の如きものあり。



## 結 論

上章述べたる如く、本書に於ては、現今多く認められつゝある學校衛生の諸項目につき、學校看護婦又は之れに代るべき者が、その實務を行ふに必要な事項を記載せり。然れども學校衛生の範圍は必ずしも本書に記載せる事項に限れるものにあらず。教育の進歩、社會の進展に伴ひ將來益々擴張せらるべきは言を俟たず。從て學校看護婦の執務も將來益々擴大せらるべき性質を有す。且つ學校看護婦は、必ずしも臨床看護婦を學校に勤務せしむるに限るものにあらずして、現在は兎に角將來に於ては教養ある婦人が學校衛生學並に學校看護法を學びて職務につき、教育者の一人として活動するに至るべき性質を有するものなり。更に翻て考ふれば、現在の看護婦が臨床看護婦としてのみその價値を發揮しつゝあるは、寧ろ惜むべきことにして、將來はこれと趣きを異にせる公衆衛生の事業に従事し、よく婦人の天稟を發揮して、人類の福祉に貢獻すべきものならん。既に外國に於ては公衆衛生及び學校看護婦は臨床看護婦に對し、獨立の立場を有するに至れり。斯く學校看護婦は教育事業の立場より見るも、また婦人の公的活動の立場より見るも極めて意義

深きことにして、我國に於ても將來益々發達せんことを望んで止まざるなり。

— 終 —



## 附 錄

### 一、公立學校ニ學校醫設置ニ關スル規定

明治三十一年一月十二日  
勅令第二號

第一條 北海道廳府縣郡市町村ノ設置ニ係ル學校ニ學校醫ヲ置ク

地方長官ハ特別ノ事情アルトキハ村立學校及人口五千未満ノ町立學校ニハ當分ノ內學校醫ヲ置カサルコトヲ得

第二條 學校醫ハ地方長官之ヲ囑託ス

第三條 學校衛生事務ニ關シ學校醫ハ地方長官郡市町村長ノ諮詢ニ應シテ意見ヲ述フヘク又之ニ建議スルコトヲ得

第四條 學校醫ニハ其ノ學校經費ヨリ相當ノ手當ヲ給スヘシ

第五條 學校醫ノ囑託執務及其他ニ關シ必要ナル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 本令ニ於テハ北海道沖繩縣ノ區ノ設置ニ係ル學校ハ町立學校ト同視シ沖繩縣ノ間切及島ノ設置ニ係ル學校ハ村立學校ト同視ス

附 錄



第七條 市制町村制ヲ施行セサル地方ニ在テハ本令中市町村長ニ關スル規定ハ島司郡長(北海道ニ在テハ支廳長)區長戶長又ハ之ニ準スヘキモノニ適用ス

第八條 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

一、學校醫ノ資格及職務ニ關スル規程

大正九年二月廿一日  
文部省令第七號

第一條 學校醫ハ醫師法ニ依ル醫師タルヘシ

第二條 學校醫ハ少クトモ毎月二回教授時間内ニ於テ其ノ擔當學校ニ到リ左ノ事項ヲ調査スヘシ但シ必要ニ應シ調査事項ノ取捨ヲ行フコトヲ得

- 一、校地建物並設備ノ衛生ニ關スル事項
- 二、校具ノ衛生ニ關スル事項
- 三、教授衛生ニ關スル事項
- 四、運動ニ關スル事項
- 五、職員生徒兒童ノ健康狀態
- 六、病者、虛弱者、精神薄弱者等ノ監督養護ニ關スル事項

七、清潔ニ關スル事項

八、飲料水並飲食物ニ關スル事項

九、其ノ他衛生上必要ナル事項

臨時必要アル場合ニ於テ學校醫ハ管理者又ハ學校長ノ請求ニ依リ特ニ前項各號ノ全部又ハ一部ニ就キ調査スヘシ

第三條 學校醫ハ生徒兒童中病者、虛弱者、精神薄弱者ヲ發見シ若ハ學校長其ノ他ノ職員ヨリ之ニ關スル通知アリタルトキハ其ノ狀況ニ依リ一科目若ハ數科目ノ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學退學又ハ治療保護矯正等ヲ要スヘキコトヲ學校長ニ申告スヘシ  
前項ノ異狀アル生徒兒童中就學猶豫就學免除休學退學等ヲ要セサル者ニ對シ學校醫ハ繼續的ニ之ヲ監視スヘシ

第四條 學校醫ハ學校職員中學校衛生上注意ヲ要スル者ヲ發見シタルトキハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ

第五條 學校醫ハ學生生徒及兒童身體檢查規程ニ依リ生徒兒童ノ身體檢查ヲ爲スヘシ

第六條 學校醫ハ學校傳染病豫防規程ニ依リ學校傳染病ニ關スル事務ニ從事シ同規程第六條乃至第八



條ノ場合ニ於テハ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ

第七條 學校醫ハ第三條第四條及第六條ニ掲ケタル場合ノ外學校衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ管理  
者又ハ學校長ニ申告スヘシ

第八條 學校醫ハ學校衛生ニ關シ學校長ノ諮問ニ應シテ意見ヲ述フヘシ

第九條 學校醫ハ學校長ノ請求ニ應シ生徒兒童又ハ其保護者等ニ對シテ衛生ニ關スル講話ヲナスヘシ

第十條 學校醫ハ其ノ調査シタル事項、執務ノ狀況申告若ハ建議セル事項ニ就キ大要ヲ學校醫執務日誌ニ記入シ其ノ都度學校長ニ提出スヘシ

第十一條 學校醫ハ本令ニ掲ケタルモノ、外、地方長官ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル職務ニ從事スヘシ

第十二條 本令ニ關シ必要ナル規則ハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得

附 則

本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

三、學校傳染病豫防規程

大正十三年十二月二日  
文部省令第十八號

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 「コレラ」、赤痢(疫痢ヲ含ム)、腸「チフス」、「バラチフス」、痘瘡、發疹「チフス」、猩紅熱、「チフナリア」、流行性腦脊髓膜炎、「ベスト」

第二類 百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩

第四類 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病

「コレラ」及「ベスト」ノ疑似症ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ「コレラ」及「ベスト」ト看做ス

地方長官ニ於テ傳染病豫防法第二條第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ適用スルトキ其ノ他學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキハ「コレラ」及「ベスト」以外ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ本令中其ノ傳染病ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スヘシ官立學校長ニ於テ學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキ又同シ

第一類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ其ノ傳染病ノ患者ト看做ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場合ニ於テハ其ノ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ第二期種痘定期ニ在ル在



學中ノ生徒兒童ニ關シ亦同シ

尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書、盲學校及聾啞學校ノ初等部、中學校豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童カ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ記入スヘシ

第三條 第一類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治愈シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第一類ノ傳染病原體保有者ハ其ノ病原體消失シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ左記各號ノ一ニ該當シ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 罹患後ノ病原體保有者ニシテ其ノ主要症狀消退ノ時ヨリ起算シ左ノ期間ヲ經過シタルモノ

イ 赤痢

十四日

ロ 腸「チフス」、「バラチフス」

二十一日

ハ 「チフテリア」、流行性腦脊髄膜炎

七日

二 健康病原體保有者

「コレラ」ノ病原體保有者及地方長官又ハ官立學校長ニ於テ特別ノ必要アリト認メタル者ニ付テハ前項但書ノ規定ヲ適用セス

第四條 「コレラ」、「チフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ在リテハ二十四時間以上、赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ニ在リテハ四十八時間以上ノ間隔ヲ置キ採取シタル検査材料ニ付細菌學的検査ヲ行ヒ引續キ二回以上病原體ノ存在ヲ證明セサル場合ニ於テ病原體消失シタルモノト看做ス

前項ノ検査材料ハ「コレラ」及赤痢ニ付テハ尿、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付テハ尿尿「チフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ付テハ鼻咽喉部ノ粘液トス

第五條 第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ左記ニ該當スルニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ病況ニ依リ學校醫ニ於テ其ノ傳染病ノ豫防上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 百日咳ニ在リテハ特有ノ咳嗽消失シタルモノ

二 麻疹ニ在リテハ主要症狀消退後七日ヲ經過シタルモノ

三 流行性感胃ニ在リテハ主要症狀消退後三日ヲ經過シタルモノ

四 流行性耳下腺炎ニ在リテハ耳下腺ノ腫脹消失シタルモノ

五 風疹ニ在リテハ主要症狀消退後五日ヲ經過シタルモノ

六 水痘ニ在リテハ痂皮部脱落シタルモノ

第六條 第三類又ハ第四類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治愈シタル後ニアラサレハ昇校



スルコトヲ得ス但シ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキ又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 職員學生生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ハ居住スルモノ又ハ該病毒ニ感染ノ疑アルモノハ豫防處置施行ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認メタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第八條 職員等ハ學校内ニ於テ第一條ニ掲クル傳染病ノ患者又ハ其ノ疑アル者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ

學校長ハ必要ト認ムルトキハ當該學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲クル處置ヲ爲スヘシ

一 第一類ノ傳染病ニ在リテハ速ニ其ノ地ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ通報シ消毒、隔離其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

二 第二類ノ傳染病ニ在リテハ第五條各號ノ一ニ該當スル者及學校醫ニ於テ豫防上支障ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

三 第三類ノ傳染病ニ在リテハ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ノ患者ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ

他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

四 第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止スヘシ

學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アルトキハ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

第九條 第三條第二項但書又ハ第六條但書ニ依リ昇校スル職員學生生徒兒童等アル場合ニ於テ學校長

ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ必要ト認ムルトキハ左ニ準據シ豫防處置ヲ爲スヘシ

一 病原體保有者又ハ患者ノ座席ヲ健康者ノ座席ト隔ツルコト

二 病原體保有者又ハ患者ノ使用スル器具、書籍等ヲ専用トスルコト

三 病原體保有者又ハ患者ノ座席、器具、書籍等ヲ時々消毒スルコト

四 病原體保有者又ハ患者ノ使用シタル衣類、器具、寢具、書籍其ノ他ノ物ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシムル場合ハ之ヲ消毒スルコト

五 「デフテリア」、腦脊髓膜炎ノ病原體保有者ニ在リテハ前各號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ

事項ヲ遵守セシムルコト



イ 咳嗽、噴嚏ノ際ハ布片、紙片等ヲ以テ口鼻ヲ覆フコト  
ロ 鼻汁、唾痰ノ附着シタル布片、紙片其ノ他鼻汁、唾痰ニ汚サレタル物ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト

六 赤痢、腸「チフス」、「バラチフス」ノ病原體保有者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト

イ 便所ハ專用トシ上圍ノ都度便池ニ消毒藥ヲ投入スルコト  
ロ 便所ノ手洗水ニハ消毒藥ヲ用キ上圍ノ都度消毒スルコト  
ハ 尿尿ニ汚サレタル物ハ之ヲ消毒スルコト

七 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎ノ患者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外眼脂ヲ拭フニ清潔ナル專用ノ布片類ヲ使用セシムルコト

第十條 學校内、學校所在地及其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外學校長ニ於テ學校醫ノ意見ヲ徵シ學校ノ全部若ハ其ノ一部ノ閉鎖又ハ休業ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第十一條 學校所在地若ハ其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第一類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ狀況ニ依リ適當ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十二條 傳染病ノ爲閉鎖シタル學校若ハ其ノ舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十三條 學生生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員等ノ居住地ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ其ノ地域ヨリ通學スル學生生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル學生生徒兒童及職員等ニ對シ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ之ヲ監督官廳ニ届出ツヘシ

第十四條 學校ノ寄宿舎ニ於テ第一類ノ傳染病發生シタルトキハ官立學校長又ハ地方長官ハ左ノ各號ニ依リ文部大臣ニ報告スヘシ

一 初發ノ場合ニハ、病名、發病ノ日(發病ノ日不明ノトキハ診斷決定ノ日)、患者數、疾病ノ經過、感染經路、發病以來ノ處置、將來執ラントスル處置其ノ他參考トナルヘキ事項ニ付遲滯ナク報告スヘシ



二 續發セル場合ニハ病名、發病ノ日(發病ノ日不明ノト)、患者數、初發報告以外特ニ執リタル處置其ノ他參考トナルヘキ事項ニ付報告スヘシ但シ多數ノ患者連續發生スルトキハ即時報告スヘシ

三 前二號ノ患者ノ轉歸ハ治愈、死亡其ノ他(休學退學等)ニ分チ報告スヘシ

第十五條 學校長ハ學校ノ設備ニ關シ第三類及第四類ノ傳染病ニ防ノ爲左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 手洗水ハ流出裝置ト爲スコト

二 共同手拭ヲ備ヘサルコト

三 學生生徒兒童ノ數ニ應シ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置シ唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スルコト

四 宿直其ノ他ノ爲ニ使用スル共同ノ寢具ハ之ヲ各自專用ノ白布又ハ使用者ヲ改ムル毎ニ洗濯シタル白布ヲ以テ被包スルコト

第十六條 本規程中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキトキ若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テハ適宜他ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ

第十七條 本規程ニ依リ行フ清潔方法ノ要項左ノ如シ

一 「コレラ」、赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付テハ井戸側、井戸流、臺所流、下水溝、

汚水溜、便所、芥溜等ニ付不潔ナル場所ヲ掃除シ必要アル場合ニ於テハ其ノ修理及井戸浚ヲ爲シ且蠅ノ驅除及蠅ノ發生シ易キ場所ノ掃除ヲ行フコト

二 痘瘡、猩紅熱、「チフテリア」及流行性腦脊髓膜炎ニ付テハ衣類、寢具、器具、玩具、疊、敷物等ヲ清潔ニスルコト

三 發疹「チフス」ニ付テハ虱ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具等虱ノ棲息シ易キ物件ヲ清潔ニスルコト

四 「ベスト」ニ付テハ鼠族、蚤及南京蟲ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具、疊、敷物、床下等蚤及南京蟲ノ棲息シ易キ物件及場所ヲ清潔ニシ及掃除スルコト

五 第二類、第三類及第四類ノ傳染病ニ付テハ衣類、寢具、書籍、器具、玩具、疊、敷物等ヲ清潔ニスルコト

六 前各號ノ外必要ニ應シ左ノ清潔方法ヲ行フコト

イ 土地及建物ノ内外ヲ掃除スルコト

ロ 室内ノ採光及換氣ヲ十分ニスルコト

ハ 疊、敷物等ヲ日光ニ曝スコト

ニ 床下ハ換氣ヲ十分ニシ濕潤著シキ場所ハ之ヲ埋メ又ハ排水ヲ十分ニスルコト



第一類及第二類ノ傳染病ニ對スル清潔方法ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ヲ除クノ外消毒方法ノ施行ヲ了リタル後之ヲ施行スヘシ  
 清潔方法ヲ施行スル場合ニ於テハ濫ニ消毒藥ヲ撒布スヘカラス傳染病ノ流行ニ際シ溝渠ヲ掃除スル場合ニ於テ必要アルトキハ煨製石灰末、普通石灰又ハ「クロール」石灰水ヲ以テ消毒シタル後浚深スヘシ

清潔方法ノ施行ニ依リ生シタル汚泥、塵芥ノ類ハ適當ノ運搬器具ニ入レ一定ノ場所ニ投棄シ又ハ燒却スヘシ

第十八條 消毒方法ノ要項左ノ如シ

- 一 消毒方法ハ左ノ五種トス
- イ 燒却
- ロ 蒸汽消毒
- ハ 煮沸消毒
- ニ 藥物消毒
- ホ 日光消毒

二 蒸汽消毒ニハ流通蒸汽ヲ用キ成ルヘク消毒器内ノ空氣ヲ排除シ一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムヘシ

蒸汽消毒ヲ施行セントスルトキハ左ノ事項ニ注意スヘシ

イ 消毒ニ依リ褪色ノ虞アル物ハ蒸汽消毒ヲ避ケ他物ニ染色ノ虞アル物ハ他物ト混シ蒸汽消毒ヲ行ハサルコト

ロ 衣類ハ豫メ袖又ハ衣囊ヲ檢索シ爆發又ハ發火シ易キ物件アルトキハ之ヲ取出スコト

三 煮沸消毒ハ消毒スヘキ物件ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰後三十分間以上煮沸スヘシ  
 煮沸消毒ノ施行ニ關シテハ前記イヲ準用ス

四 藥物消毒ニ用ウヘキ藥品竝其ノ製法及用法左ノ如シ

イ 石炭酸水 防疫用石炭酸三分  
水九十七分

石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツ、徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ

石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

ロ 「クレゾール」水 「クレゾール」石鹼液三分  
水九十七分

附 錄



「クレゾール」水ヲ製スルニハ定量ノ「クレゾール」石鹼液ニ定量ノ水ヲ加フヘシ  
「クレゾール」水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

ハ 昇汞水 昇汞一分、普通食鹽一分  
水千分

昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠（錠中昇汞〇・五）ヲ一錠ニ付水約五百「グラム」ノ割合ニ溶解スヘシ

昇汞水ハ金屬製ニアラサル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用キサルモノハ「スカレット」、「フクシンS」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘ著色シ識別シ易カラシムルコトヲ要ス

ニ 煨製石灰 少量ノ水ヲ注ケハ熱チ  
發シ崩壊スルモノ

煨製石灰末 煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加  
ヘ粉末ト爲シタルモノ

煨製石灰末ヲ製スルニハ用ニ臨ミ煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲スヘシ

石灰乳 煨製石灰二分  
水八分

石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煨製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ十分攪拌スヘシ

石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ煨製石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限リ倍量ノ普通石灰ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

ホ 「クロール」石灰水 「クロール」石灰五分  
水九十五分

「クロール」石灰水ノ製法及用法ハ石灰乳ノ例ニ依ル

ヘ 「フォルマリン」水 「フォルマリン」一分  
水三十四分

「フォルマリン」水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定量ノ「フォルマリン」ニ定量ノ水ヲ加フヘシ

ト 「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ發生セシムヘシ

「フォルムアルデヒド」ノ使用ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ

(一) 消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十「グラム」以上ヲ噴霧セシメ又ハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五「グラム」以上ヲ發生セシメ同時ニ約百「グラム」以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ

(二) 物件ノ内部ニ至ルマテ消毒スル必要アルモノニハ真空裝置ニ依ルニアラサレハ之ヲ使用スヘカラス

真空裝置ニ依ル消毒時間ハ其ノ裝置ニ依リ之ヲ定ムヘシ

附 錄



(三) 氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造、洋風建物等ニシテ戸扉、窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニアラサレハ之ヲ使用スヘカラス

五 日光消毒ハ日光ニ曝露スルト共ニ十分ニ空氣ノ流通ヲ計ルヘシ

日光ノ強度、消毒物件ノ性質ニ依リ數時間乃至數日間繼續スヘシ

六 「コレラ」、赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ 尿尿、吐瀉物及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

ロ 死體

ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

ニ 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等

ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具、患者ノ飲食物残渣等

ヘ 病室ノ疊、敷物等

ト 便所、便池、手洗鉢等

チ 臺所、臺所器具、井戸、水槽等

リ 芥溜、下水溝等

七 痘瘡、猩紅熱、痲疹、風疹及水疹ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ 鼻汁、唾痰、膿汁、痂皮、落屑及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

ロ 死體

ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

ニ 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等

ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍等

ヘ 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等

八 發疹「チフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ 鼻汁、唾痰其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

ロ 死體

ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

ニ 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用ニ供シタル衣類、寢具等

ホ 病室ノ疊、敷物等



九 「チフテリア」、流行性腦脊髄膜炎、百日咳、流行性感胃及流行性耳下腺炎ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ 鼻汁、唾痰及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

ロ 患者ノ用ニ供シタル衣類、寢具等

ハ 看護人及其ノ使用シタル衣類、寢具等

ニ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍、玩具等

ホ 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等

十 「ベスト」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ 血液、鼻汁、唾痰、膿汁及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等

ロ 死體

ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

ニ 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等

ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍等

ヘ 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等

ト 鼠ノ棲息、交通スル場所

十一 消毒方法ノ應用概ネ左ノ如シ

イ 患者

患者ハ治愈シタル時入浴セシメ衣類ヲ更メシムヘシ但シ温濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルコトヲ妨ケス

ロ 死體  
入浴ニ使用シタル水ノ消毒ハ本號中汚水ノ消毒ニ依ル

死體ヲ棺ニ斂ムルニハ其ノ衣類ニ石灰酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ヲ十分撒布シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ニ浸漬シタル布片ヲ以テ死體ヲ包ミ又ハ棺内ニ普通石灰ヲ填ツヘシ

ハ 尿管、吐瀉物其ノ他ノ排泄物

尿管、吐瀉物其ノ他ノ排泄物ニハ同容量ノ石炭酸水若ハ「クレゾール」水、其ノ容量ノ三十分ノ一以上ノ煨製石灰末又ハ其ノ容量ノ五分ノ一以上ノ石灰乳若ハ「クロール」石灰水ヲ加ヘ十分攪拌シタル後二時間以上放置シ又ハ之ヲ煮沸シ若ハ燒却スヘシ



昇汞水及「フォルマリン」水ハ尿尿、吐瀉物其ノ他ノ排泄物ノ消毒ニ適セス  
ニ 病毒ニ接觸シタル者

看護人、消毒方法ノ施行又ハ患者、死體、排泄物等ノ運搬ニ從事シタル者其ノ他病毒ニ接觸シタル者ハ時々又ハ其ノ都度手足ヲ消毒シ入浴スヘシ

手足ノ消毒ニハ石炭酸水、「クレゾール」水、又ハ昇汞水ヲ使用スヘシ

ホ 衣類、寢具、敷物、布片等

蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行ヒ又ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ニ二時間以上浸漬シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

絹布、毛織物、綿、綿入蒲團、羽蒲團等ハ成ルヘク蒸汽消毒ヲ行ヒ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

ヘ 患者、死體、病毒汚染物件ノ運搬器具

患者、死體、又ハ病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ヲ運搬シタル駕籠、釣臺、車等ハ使用ノ都度石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ

ト 圖書、書籍等

「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

チ 硝子器、陶器、磁器、鍍製品、竹木製品等

石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水、石灰乳若ハ「フォルマリン」水ニ浸漬シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ汽熱ニ堪フルモノニ付テハ蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行フヘシ

飲食器具、玩具、金屬製品等ノ消毒ニハ昇汞水ヲ使用スヘカラス

リ 革類、革製品、漆器其ノ他ノ塗物類、護謨製品、「セルロイド」製品、護謨附品、糊附品、膠附品、紙製品、毛皮、象牙、鼈甲、角等

石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ若ハ之ヲ撒布シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

蒸汽消毒及煮沸消毒ハ以上ノ物件ノ消毒ニ適セス

ヌ 校舎、寄宿舎其ノ他ノ室内各部

石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ但



シ密閉シ得ヘキ場合ニ於テハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スルコトヲ得  
消毒後ハ日光ノ射入、空氣ノ流通ヲ良クシ乾燥セシムルヲ要ス  
ル 便所、芥溜、溝渠等

便所ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ便池、肥料溜等ニハ煨製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ十分攪拌スヘシ但シ尿尿ハ消毒後一週間ヲ經過スルニアラサレハ肥料ニ供スルコトヲ得ス  
芥溜及土地ニハ石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ、溝渠ニハ煨製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ塵芥ハ之ヲ燒却スヘシ  
煨製石灰末ハ乾燥セル場所ノ消毒ニ適セス

ヲ 井戸、水槽、汚水等

井戸、水槽、汚水等ニハ水量ノ五十分ノ一ノ煨製石灰ヲ乳狀ト爲シタルモノ若ハ水量ノ五十分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ投入シ十分攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適當ノ裝置ニ依リ熱蒸汽ヲ通シ三十分以上沸騰セシムヘシ  
昇水水ハ飲料水ニ滲透スルノ虞アル場所ノ消毒ニ之ヲ使用スヘカラス

ワ 船舶

一 船室ノ消毒ハ本號ヌニ準スヘシ

船底水ニハ其ノ容量ノ二百分ノ一ノ煨製石灰末又ハ其ノ容量ノ二千分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ加ヘ二十四時間ヲ經過シタル後之ヲ汲出スヘシ

カ 動物ノ死體、消毒後再ヒ用ニ供スル目的ナキ物件又ハ消毒費用ニ比シ廉價ナル物件ハ之ヲ燒却スヘシ

ヨ 衣類、寢具、器具、敷物、圖書、書類其ノ他ノ物件ニシテ燒却、蒸汽消毒、煮沸消毒、藥物消毒ヲ施行シ難キモノニ付テハ日光消毒ヲ行フヘシ

第十九條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

明治三十年 四月一日公布 法律第三十六號傳染病豫防法抄錄

第二條第二項



「コレラ」及「ベスト」以外ノ傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ其ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ命令ノ規程ニ從ヒ此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

#### 四、學校清潔方法

明治三十年一月  
文部省令第一號

學校ノ清潔ハ衛生上忽ニス可カラサル所ナルヲ以テ學校衛生顧問ニ諮詢シ左ノ通清潔方法ノ標準ヲ定ム依テ各學校ヲシテ之ニ準據シ其清潔ヲ保タシムルコトヲ務ムヘシ

##### 學校清潔方法

清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法及定期清潔方法及浸水ノ清潔方法トス

##### 甲 日常清潔方法

- 一 教室及寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及階段ヲ潤シ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ但掃除ノ爲メニ室内ヲ濕ホスハ生徒ノ再ヒ之ニ入ルマテニ充分乾燥シ了ルヲ度トスヘシ
- 二 教室寄宿舎ニハ其人員ニ應シ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムヘカラス

紙屑籠及唾壺ハ毎日之ヲ掃除スヘシ

- 三 寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用フル履物ヲ禁スヘシ但止ムヲ得サル事情アリテ特ニ之ヲ許ストキハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラサルコトニ務ムヘシ
- 四 靴ノ儘昇降スル校舎ノ出入口ニハ人員ニ應シ靴拭ヲ備フヘシ
- 五 寢具ハ毎月少クトモ一回之ヲ日光ニ曝シ被服寢衣等ハ務メテ洗濯セシムヘシ
- 六 便所ノ圓溝及注壁等ハ毎日一回水ヲ以テ洗ヒ圓房ハ濕布ヲ以テ拭フヘシ桶箱ニハ成ルヘク蓋ヲ設クヘシ
- 七 糞壺内ニハ防臭藥トシテ粗製過滿俺酸加里、粗製格魯兒滿俺(以上百倍乃至三百倍)、硫酸鐵、泥炭末、木炭末、乾燥土粉、灰等ヲ撒布シ期ヲ愆ラス汲取ラシムヘシ
- 八 食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ時々窓戸ヲ開キテ空氣ヲ通シ惡臭煙氣又ハ湯氣ノ鬱滯ナキヲ務メ且掃除ヲ怠ル可カラス殊ニ食堂ニ於テハ每食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤ホシ食後ニハ濕布ヲ以テ其卓等ヲ拭フヘシ
- 九 芥棄場ノ不潔物ハ期ヲ愆ラス搬送セシムヘシ
- 十 下水ハ常ニ疏通セシメ炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ノ下水、毎日少クトモ一回大掃除ヲ行



十一 庭園、體操場、遊戲所、簷下、椽下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムヘシ

乙 定期清潔方法

定期清潔方法ハ每年少クトモ一回夏休又ハ長休ニ際シ之ヲ行フモノトス

十二 先ツ教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ヲ室外ニ出シ戸、障子、窓掛等ヲ外シ

敷物ヲ剥キタル後如露ヲ以テ牀板及廊下ヲ潤シ天井、四壁、牀板、廊下等盡ク之ヲ掃ヒ然ル後清水ヲ以テ洗拭スヘシ但汚染殊ニ甚シキ部分及器具等ハ熱水若クハ石鹼水ヲ以テ洗拭スヘシ

十三 簷下、牀下等モ手ノ届ク限リ之ヲ掃ヒ、外部ノ羽目板及簷廻リハ龍吐水等ヲ以テ洗滌スヘシ

十四 寢具、窓掛、敷物等ニシテ洗濯シ得ヘキモノハ之ヲ洗濯シ其ノ洗濯シ得ヘカラサルモノハ先ツ其塵ヲ掃ヒ書籍文具等共ニ數日之ヲ日光ニ曝シ刷掃スヘシ

十五 器具、寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラサレハ室内ニ持込ム可カラス

室ハ掃除後五日間以上窓戸ヲ開キテ空氣及日光ヲ通セシムヘシ

十六 牀板、壁面等ニ虧隙アルモノハ此際之ヲ填塞シ風抜穴、煙突等ノ塵煤ハ之ヲ除去スヘシ

十七 浴室、洗面所、食堂、炊事場、生徒控所、雨中體操場、便所、下水、芥棄場等ニシテ破損ア

ルモノハ此際盡ク修理ヲ加ヘ且大掃除ヲ行フヘシ

丙 浸水後清潔方法

洪水ノ爲メ水害ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スヘシ

十八 水ニ浸サレタル校舎殊ニ寄宿舎ノ建具、牀板等ハ取外シテ空氣ヲ通シ且牀下ノ汚物泥土ヲ除

去シ場合ニ依テハ焚火、火鉢ヲ用キテ充分ニ乾燥セシムヘシ

十九 建具、牀板、校具、腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可成之ヲ日

光ニ曝シ充分ニ乾燥セシムヘシ

二十 浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ス數回之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水

ノ澄ミタル後之ヲ使用スヘシ但開校後一箇月間ハ必ス其水ヲ沸シテ飲用スヘシ

二十一 右ノ外定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜應用スヘシ

五、學生生徒兒童身體檢查規程

大正九年七月  
文部省令第十六號

第一條 學生生徒兒童身體檢查ハ每年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ 但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得



監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ同意ヲ得タルトキハ身體検査ノ全部若クハ一部ヲ臨時施行スルコトヲ得

第二條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ

學校醫ナキ場合若ハ學校醫カ身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體検査ノ一部ヲ助ケシムルコトヲ得

第三條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

- 一 發育、(身長、體重、胸圍、概評) 二 營養 三 脊柱 四 視力及屈折狀態 五色神 六 眼疾 七 聽力 八 耳疾 九 齒牙 十 其ノ他ノ疾病及異常 十一 監察ノ要否
- 前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得
- 色神検査ハ在學中一回行ヒタルトキハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得
- 尋常小學校第四學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態色神並聽力ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

- 一 検査ノ表記ニハ度ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度ハ分、衡ハ分ニ止ムヘシ

二 身長ヲ測定スルニハ足袋、靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正

位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ髻アル者ハ小桿ヲ髻下ニ水平ニ挿入レテ測定スヘシ

三 體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ

四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼吸ノ終ル時ヲ測定スヘシ乳房ノ下垂セル女子ニ在リテハ乳線上第四肋間ノ水平線ニ於テ測定スルモノトス

五 發育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニ依リ甲、乙、丙ノ三ツニ分ツモノトス

六 營養ハ甲、乙、丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中間ナルヲ乙トス

七 脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎、後彎ヲ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リテ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモノヲ強トス

八 視力ハ萬國式試視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ裸眼視力一、〇以上ナルモノヲ正視眼トス

屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ

弱視、失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ



- 九 色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ
- 十 聽力ハ其ノ障害ノ有無ヲ検査スヘシ
- 十一 齒牙ハ齲齒ニ就キ検査スヘシ
- 十二 其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ殊ニ結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臟疾患及機能障害、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大、「ヘルニヤ」神經衰弱、精神障害ニ注意スヘシ
- 十三 監察ノ要否ハ検査ノ結果心身ノ健康狀態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ「要」トシ記入スルモノトス
- 第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査票ニ記入シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ 但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス
- 第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査ノ裏面ニ記入スルモノトス 繼續的監察ノ場合又同シ
- 他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ身

體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若クハ其ノ保護者ニ示スヘシ授業免除就學猶豫、就學免除、休學、退學又ハ治療保護矯正等ヲ要スヘキモノアルトキハ本人若クハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ其ノ他必要ナル處置ヲ取ルヘシ

第七條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタル時ハ學校長ハ身體検査統計表ヲ調製シ其ノ年六月限り文部省直轄學校長及公立大學長ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ハ全項ノ報告ヲ受ケタル時ハ之ヲ取纏メ其年七月限り文部大臣ニ報告スヘシ

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中尋常小學校第四學年以下ノ兒童ノ身體検査ニ關スル規定ヲ準用ス但シ胸圍及脊柱ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

第九條 特別ノ事情アル場合ハ監督官應ノ認可ヲ受ケ本令ノ身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年文部省令第四號ハ之ヲ廢止ス



### 六、學校看護婦執務指針

(文部大臣官房  
學校衛生課)

近時學校看護婦は著しく其の必要を認められ我國に於ても漸次其の設置を見んとす此際にあたり本省に於ては之が執務に關し指針を與ふるの必要を感じ昨年來之が研究を試み、既に文部省學校看護婦年報を發表するに至れり、乃ち此間の經驗及び内外の狀況に基き取り敢へず其業務の概要を記述すること左の如し

#### 目次

- 一、校 内 執 務
  - (一) 設備衛生の視察
  - (二) 兒童の視察
  - (三) 教授の視察
  - (四) 體育運動の視察
  - (五) 疾病の治療及診療設備の整理
  - (六) 身體検査の補助
  - (七) 衛生教育の補助
  - (八) 學校給食の介補
  - (九) 調査事務及講話の補助
- 二、校 外 勤 務
  - (一) 家庭訪問
  - (二) 家庭訪問に關する注意
  - (三) 運動會、遠足、郊外教授等の勤務
- 三、執 務 簿 表

#### 學校看護婦の業務

學校看護婦の業務は、之を校内執務と校外勤務とに分つを得べし。

#### 一、校 内 執 務

學校看護婦は、學校内に於ては、概ね學校醫執務の補助者として働くものなるを以て、其執務の範圍も亦學校醫の夫れ以外に出づること少し。學校醫出務の日は其の指示を受け得べしと雖も、然らざる日は豫め其意圖を聞きおき、濫りに獨斷專行せざるやう心掛くべきものとす。校内に於ける執務の項目を概ね左の如く分つ。

##### (一) 設備衛生の視察

學校の設備につき視察すべき衛生事項概ね左の如し。

- イ、校地 一般清潔、飛塵及排水の狀況に注意すべし。
- ロ、校舍及其他の築造物 清潔、破損、教室の換氣・採光・温度等に注意す。清潔は殊に生徒兒童の往復頻繁なる所(教室、屋内體操場、廊下、階段、控所等) 便所、湯水呑場、小使室(寄宿舎あらば炊事場、食堂、浴室等) に注意すべし。

- ハ、校具、教授用具 机腰掛の適否、黑板の良否、煖爐、火鉢、唾壺、窓掛、掛圖、下足箱、靴拭、掃除用具等の清潔、適否に注意す。

以上設備の視察は頻回行ふべきものと否らざるものとあり。



(一) 兒童の視察

兒童の教室に在るとき、視るに都合よき位置より顔色、眼、鼻、耳、皮膚、手足等を視察し、疾病を發見することに努む。その他休憩時間に於ては兒童の運動の狀態、言語舉動等より、又兒童に接近する機會多きより疾病異常を發見し易し。斯て疾病又は缺陷の徴あるときは學校醫に通知すべし。

其他教室内にては兒童の机腰掛を適當に使用せるや否や、姿勢の良否、身體被服の清潔等をも觀察すべし。

(二) 教授の視察

教授衛生につきても、簡單なる事項は之を視察するを得べし。例へば、近視、難聽、脊柱異常の如き者の適位に配置しありや、傳染性眼炎、皮膚病の兒童が健康兒と机を並べ、身體を接觸しつゝ體操遊戲を行へることなきや、細字を書く爲姿勢を崩す者多からざるや、日光の机面上に直射せるを放任せるものなきや、室温の調節不都合なることなきや、身體虛弱なる者又は心身に著しき缺陷ありながら健康兒と同等の學習負擔を課せらるゝものなきや、机腰掛の利用適當なりや否や等の如し。

(四) 體育運動の視察

疾病、虛弱、月經等の爲、體操の全部又は一部を免除すべき者あり。斯の如き者の選定、取扱、休

憩時間中の遊戲指導等體育運動の衛生的に行はれんことに着意して視察するものとす。

總て視察に關しては、成るべく授業を妨げざることを用ひ、或は校長、學校醫等の注意を聞き、或は衛生係教師を初め一般職員と協調を保つを肝要とす。視察の所見は視察簿に記入して、校長及び學校醫に提出し其檢閲を受け、又要すれば關係教師に通知して相互連絡を保持することに力むべし。

(五) 疾病の治療及診療設備の整理

學校醫は其職務規程の上より生徒兒童の疾病を治療する者にあらずと雖、便宜上生徒の輕症疾病の治療を囑託せらるゝこと少からず、其他應急措置の稍重きものに在りては、其處置を學校醫に囑託せる學校甚多し。學校看護婦は學校醫が校内治療を行ふ場合、學校醫の出務する日に於ては、其診療を助くること恰も病院に於けるが如くし、學校醫の出務せざる日に於ては、學校醫の指導監督の下に輕微なる疾病に限り、簡單なる治療にあたる。此業務たるや兒童に「トラホーム」其他の眼病、毛虱、白癬其他の皮膚病、凍傷等多き際には驚くべき効果を擧げ得るものとす。

● 學校内にて兒童が挫傷創、頭痛、發熱、腦貧血、齒痛、胃炎、腸炎等不時の傷病にかゝること稀ならず、此の場合輕き應急措置には自ら之に當るのみならず、適當に之を看護すべし。

自ら治療又は手當せる患者に於て、或は症狀の増悪せる者、或は初めより重しと思惟したる者は、



遠に之を校長、學校醫に申告し且つ擔任教師に通知すべし。凡て校内治療をなすは、成るべく授業を妨げざることに注意するを要す。

學校看護婦は又學校醫及校内衛生を擔任せる教師を助けて、診療、検査等に使用せらるゝ器械藥品等の整備に従事することあり。

(六) 身體検査の補助

生徒兒童の定期及臨時身體検査に際しては、検査器械の消毒、手入、整理等直接検査の助手たることあり。或は兒童の介補、検査場の準備等の業務に従事することあり。

(七) 衛生教育の補助

學校の朝モニングインスペクションの検査、衛生デー、衛生週間等に於て、常に検査の補助をなすのみならず、或は身體の清潔、毛髮の手入、着裝の整理等をなしやり、或は顔面手足等の洗ひ方、鼻汁のかみ方、齒刷牙の使用方法等を教へ衛生訓練の補助をなす。

(八) 學校給食の介補

學校看護婦の勤務せる學校に於て、學校給食の行はるゝ場合には、兒童食事の状態を調査し、衛生上必要なる事項を學校醫又は係教師に報告し、其他食器、食物等につき種々の世話をなす。

(九) 調査事務及講話の補助

學校又は學校醫に於て學校衛生に關し、種々なる調査を行ふこと少からず。此場合學校看護婦は之が助手として執務す。又學校醫の行ふ衛生講話を助くることあり。

尙歐米にては「小きき母の學校」に於て家事衛生につき女兒を指導するあり。我國小學校家事科に於ても學校看護婦のなすべき特殊の勤務起るに至るべし。

二、校外勤務

(一) 家庭訪問

生徒兒童の發育を促進し、健康を増進する等學校衛生の効果を擧ぐるは、學校内に於ける衛生監督のみにては十分に其目的を達すること不可能なり。之が爲學校と家庭との協力は學校衛生上甚重要なことに屬す。然れども學校醫の自ら、生徒兒童の家庭を訪問するは至難事に屬し、教師の家庭訪問も、衛生事項の連絡に及ぶこと十分ならざるを常とす。之を以て學校看護婦の家庭訪問は學校衛生上特殊の意義を有し、其成績の良否は學校看護婦の眞價を左右するものと謂ふべし。調査、勸告、相談等家庭訪問に關する業務の概要を掲ぐれば左の如し。

イ、疾病異常の治療矯正勸告 定期又は臨時身體検査の結果、發見せられたる生徒兒童の疾病異



常にして之を治療矯正を速かにせざれば、或は長く健康に累を及ぼし、或は學業の進歩を妨げ、又は他人に傳染するものあり、斯の如き場合には學校より保護者に對し治療矯正に關し勸告するを例とす、此際我國の一般家庭は衛生思想一般に幼稚なるの他保護者の地位職業等種々の事情により放任すること少からず。學校看護婦は校長又は學校醫の命を受け、生徒兒童の家庭を訪問し、保護者又は家族と懇談して治療矯正を勸告し、且家庭の事情を調査して復命するものとす今二、三の例を擧ぐれば

虛弱、貧血、臍病等 食品、空氣、日光、運動、睡眠學習の程度等に特に注意を要すること、是等疾病異常は學科の成績にも關係あること、必要に應じ醫療をうけ速に健康を恢復すべきこと、  
近視其他屈折異常 視力を矯正せざれば健康を害し或は學科の成績に關係すること、矯正眼鏡は専門醫師の診察處方によるべきこと。

「トラホーム」 十分繼續して醫治を受くべきこと、續發症の危險なること、傳染預防上家庭に注意すべきこと。  
腺様増殖、扁桃腺肥大 放任すれば或は發熱的異常を起し或は學科成績に關係すること、剔出の容易なること。  
其他 脱腸、口腔内疾患、寄生蟲病、傳染性皮膚病等につきては夫々治療の必要なる所以及療法に關すること。

ロ、疾病治療の世話 前の場合、保護者の病氣、職業等家庭の事情により、兒童を醫師に送り得ざることを知りたるときは、自ら保護者に代り、其の資力の如何により、或は保護者の定めたる醫師に、或は適當なる救療機關に伴ふことを交渉し、保護者の承諾を受け、兒童を醫師

に同伴して診療を受けしむ。受診の結果稍大なる外科的手術を要する場合には之を受くる爲更に保護者の承諾を得るを要す。診療終りたるときは、或は一定時看護をなし、或は直に宅に送り、保護者に醫師の處置及治療看護上の注意を報ず。また眼鏡、脱腸帶の必要なる場合は、其調達の勞をとることあり。

ハ、病氣缺席兒童の調査慰問 兒童の病氣缺席稍々長きに互るときは、其病況を學校にて知ることは一般兒童の健康を増進せしむる資料となる。一時に病氣缺席兒童の多發する際に於て殊に然り。例へば流行性感冒、麻疹等流行の兆あるとき直に其對策を講じ得るが如し。病氣缺席兒童調査の場合に於ても兒童の家庭の状況によりては前項の如く治療の勸告、世話及看護上の注意をなすの機會を生ずべし。一般に兒童及其家族が法定傳染病患者なるを豫め知りたるときは、訪問を見合せ、若し之を知らずして訪問したるときは、豫防上の注意を嚴守すべし。初度の訪問により法定傳染病以外の學校傳染病たるを知りたる時は、歸校の後、學校醫の指示に従ひ家庭及病狀の如何により爾後慰問の程度を定むるを可とす。

ニ、家庭衛生の勸告 學校看護婦の家庭訪問により家庭衛生につき勸告し之を改善せしむる場合凡そ二あり、一はイ及びハの條下に述べたる場合にして、二は一般兒童又は就學猶豫の兒童



の家庭を訪問したる場合とす。何れの場合に於ても家庭の衛生状態の不良なることが兒童に悪影響を及ぼすことを發見したるときは、温言を以て其の改善を勸告し、親切なる相談相手となるべし。今勸告内容を例示すれば、

清潔と疾病豫防及保健、簡易なる清潔法消毒法、年齢による適當なる睡眠時間及び睡眠と兒童の發育及保健、両親の職業並生活状態と兒童の保健、新鮮なる空氣及日光の利用、兒童の運動遊戯及び家庭學習上の衛生、衣食、便通に關する衛生等。

ホ、學校給食の決定、學校給食を行ふ學校に在りては食を給すべき兒童の家庭狀況を審にすること必要にして、之が調査は學校看護婦の家庭訪問に待つもの多し。

(二) 家庭訪問に關する注意

訪問は校長又は學校醫の指示により行ふは勿論なるも豫め其方針と訪問に關する要領を聽きおくを可とす。又復命は形式に陥るの弊をさけ、審に狀を具して教を乞ひ爾後の訪問の参考に供すべし

訪問につき最肝要なるは自己人格の影響なるを以て、其修養につとめ、慈愛深切を基とし、責任を重じ、柔和謙遜にして而も衷に確乎たる信念を持し、家庭の信頼を得る如く心掛くべし。訪問の時間は終業時間後となすを可とするも、要すれば授業時間中に行ふも可なり。

(三) 運動會、遠足、郊外教授等の勤務

運動會、遠足、郊外教授、修學旅行、水泳、夏季休暇聚落、林間學校等の勤務は學校醫出務する時は之を補け、學校醫なきときは豫め學校醫より執務の要領を聽きおき又は自ら工夫して校内勤務以上に注意して其職務を盡すべし。

三、執務簿表

學校看護執務の監督、後證、執務上の便宜の爲、設置團體、學校に於て準公簿表を規定するを常とす。學校看護婦執務日誌(校内、校外等)の如き其の一なり。其規定せられたる簿表のみにして不便を感ずるときは學校醫に相談し適宜簿表を作り、業務の能率を擧げんことを期すべし。

七、學校看護婦ノ適當ナル普及方法及職務規程

(大正十二年十一月全國學校衛生主事會議ニ於ケル文部大臣諮問答申)

學校看護婦ノ適當ナル普及方法及職務規程左ノ如シ

甲、普及方法

- 一、小學校ニハ學校看護婦ヲ設置スル様文部省ニ於テ適當ナル規程ヲ制定セラル、コト
- 二、各府縣ニ於テハ適當ナル市町村ニ對シ速ニ學校看護婦ヲ設置セシメ他ニ範ヲ示スコト



- 三、日本赤十字社、愛國婦人會並ニ各種公共團體其他篤志者ヲシテ學校看護婦ノ派遣又ハ設置ニ關シ一層盡力セシムルコト
  - 四、學校看護婦ヲ設置シタル市町村ニ於テハ其效果ヲ父兄及一般社會ニ對シ知悉セシムル方法ヲ講スルコト
  - 五、増額セラレタル市町村義務教育費國庫負擔金ノ一部ヲ學校看護婦設置費用ニ充當スル方法ヲ講スルコト
  - 六、學校看護婦ハ學校教員ニ準シ待遇スルコト
  - 七、學校看護婦ハ可成優良ナル者ノ内ヨリ選拔任用スルコト
  - 八、學校看護婦並ニ希望者ノ爲ニ學校衛生ニ關スル講習會ヲ開催スルコト
  - 九、土地ノ狀況ニヨリ學校看護婦ヲ設置シ難キ場合ハ優秀ナル女教員ニ學校衛生ニ關スル講習ヲ施シテ學校看護婦ノ職務ヲ執ラシムルコト
  - 十、學校看護婦ノ名稱ハ普及上必要ニヨリ適當ニ之ヲ定ムルコト
- 乙、職務規程(本職務規程ハ學校看護婦ヲ學校ニ配置シタル場合ノモノトシテ縣郡市町村等ニ設置シ數校兼務ヲナシ巡回職務ニヨル場合等ニハ適宜變更スルモノトス)
- 第一條 學校看護婦ハ學校長ノ監督ヲ受ケ學校醫ノ指揮ニ從ヒ其職務ニ服スヘシ

第二條 學校看護婦ノ勤務ハ校規ノ定ムル所ニ從ヒ教員ニ準ス

第三條 學校看護婦ハ左ノ事項ニ付學校醫ノ職務ヲ補助スヘシ

- (一) 簡單ナル疾病ノ手當
- (二) 學校傳染病豫防處置
- (三) 定期及臨時身體検査ノ補助
- (四) 校外教授、遠足、修學旅行、休暇聚落、水泳、海水浴等ノ衛生事項
- (五) 兒童ノ衛生的觀察
- (六) 體操其他ノ學科ノ輕減及ヒ缺課ヲ要スル者ノ注意
- (七) 月經時ノ注意及處置ノ指導
- (八) 身體、被服、携帶品等ノ清潔検査及指導
- (九) 學校給食及ヒ中食ニ對スル注意
- (十) 校内視察
- (十一) 其他必要ナル事項


第四條 學校看護婦ハ必要ニヨリ家庭看護法ノ實習指導ヲナスヘシ



- 第五條 學校看護婦ハ學校長又ハ學校醫ノ旨ヲ受ケ家庭訪問ヲナシ兒童ノ發育、健康増進及疾病ノ手當等ニ就キテ其ノ家庭ト密接ナル連絡ヲ圖ルヘシ
- 第六條 學校看護婦ノ執務ニ關シ必要ナル表簿凡ソ左ノ如シ  
疾病事項手當簿、清潔検査簿、校內視察簿、家庭訪問録、執務日誌、兒童名簿、疾病及異常者名簿
- 第七條 學校看護婦ハ學校長ニ日々執務ノ狀況報告ヲナスヘシ尙毎月業務報告書ヲ調製シ學校醫ノ檢閱ヲ受ケ學校長ニ提出スヘシ

# 學校看護法 終

大正十四年三月五日印刷  
大正十四年三月十日發行



版權所有

『學校看護法』  
定價金三圓二十錢

著作者 岩川正儀  
發行者 株式會社 右文館  
右代表者 橋本恒之  
印刷者 東京市神田區表猿樂町二十番地 八木原重三郎  
印刷所 東京市神田區表猿樂町二十番地 八木原印刷所

發行所  
株式會社 右文館  
東京市神田區表猿樂町二十番地  
八木原印刷所

發行所  
株式會社 右文館  
東京市神田區表猿樂町二十番地  
八木原印刷所

所行發  
株式會社 右文館  
東京市神田區表猿樂町二十番地  
八木原印刷所

所業營  
東京市神田區表猿樂町二十番地  
八木原印刷所



文部省學校衛生官 醫學士 岩原 拓先生新著 大正十四年一月發行

# 教育生理學

定價金四圓二十錢  
書留送料金十八錢

著者は醫學を修めて教育界に投じ、研鑽茲に歳あり、筆を執り稿を改むること三四、終に精神と身體の所有者たる人を教ふるに缺くべからざる生理學に新系統を與へ得たのである。醫學の窓から眺めた教育の風光は、げに本書によりてのみ賞づるを得べし。乞ふ精讀を。

緒言 第一章 刺激及び反刺 第二章 人體官能の統制 精神機  
能 第四章 反射作用 第五章 生理的現象の生理的發達の關係 精神發育  
▼ 第五 生理的現象の生理的發達の關係 精神發育の生理的發達の關係  
▼ 第六 運動及分類的關係 精神發育の生理的發達の關係  
▼ 第七 養力於年齢的發達の關係 精神發育の生理的發達の關係  
▼ 第八 養力於年齢的發達の關係 精神發育の生理的發達の關係  
▼ 第九 養力於年齢的發達の關係 精神發育の生理的發達の關係  
▼ 第十 養力於年齢的發達の關係 精神發育の生理的發達の關係  
▼ 第十一 養力於年齢的發達の關係 精神發育の生理的發達の關係  
▼ 第十二 養力於年齢的發達の關係 精神發育の生理的發達の關係  
▼ 第十三 養力於年齢的發達の關係 精神發育の生理的發達の關係  
▼ 第十四 養力於年齢的發達の關係 精神發育の生理的發達の關係  
▼ 第十五 養力於年齢的發達の關係 精神發育の生理的發達の關係

文部省學校衛生課長 東京女高師教授 文部省生理衛生科委員 醫學博士 北 豊吉著 第十一版發賣

# 訂改學校衛生概論

布上製菊判全一冊  
定價金參圓五拾錢  
送料書留金十八錢

大戰後の世界的叫びは國民の保健衛生である。近時體育が科學的に研究せられるのも、我文部省が官制を改めて學校衛生課を大臣官房に移したのも、今弊館が本邦學校衛生の最高權威北博士に希うて本書を公にするのも、みなそれらが爲である。されば學校衛生、學校教職員、特に體操教師其他學校關係諸士は速に本書を繙き以て時代の叫に答へよ。本書は行文平易、教授衛生と體育運動を中心として學校衛生の一般を簡潔提要に述べてある。

- 第一篇 緒論
- 第二篇 校地
- 第三篇 建物
- 第四篇 校具
- 第五篇 教授
- 第六篇 精神異常兒の教育及養護
- 第七篇 身體虛弱者之教育及保護
- 第八篇 體育運動
- 第九篇 疾病の豫防治療
- 第十篇 衛生教育
- 第十一篇 身體検査
- 第十二篇 學校給食
- 第十三篇 教師の衛生
- 第十四篇 學校看護婦
- 第十五篇 職業選擇



<p>東京帝國大學教授 文學博士 春山作樹著</p> <p>東京商科大學豫科 教授 理學士 佐藤 弘著</p> <p>東京高等師範學校 教授 文學士 內田寬一著</p> <p>帝國學校衛生會 發行</p> <p>學校衛生叢書 第二輯</p> <p>東京高等師範學校 講 師 佐藤信一著</p> <p>東京女子高等師範學校 教授 文學博士 下田次郎著</p> <p>文部省學校衛生官 文檢委員 醫學士 吉田章信著</p>	<p>教育學概論</p> <p>人文地理講話</p> <p>世界地圖</p> <p>競走指針</p> <p>女子體育</p> <p>跳躍技</p> <p>運動競技之國民性</p> <p>運動生理衛生學</p>	<p>定價金一圓八十錢 書留送料金十五錢</p> <p>定價金二圓 書留送料金十五錢也</p> <p>定價金六十五錢 送料金四錢</p> <p>定價金七十五錢 書留送料金十三錢</p> <p>定價金一圓二十錢 書留送料金十三錢</p> <p>定價金一圓八十錢 書留送料金十七錢</p> <p>定價金二圓七十錢 書留送料金十八錢</p>
---	--	---

株式會社 右文館發行 東京東區神田表神保町三  
振替東京四七五〇







終

